

第六十三回国会 参議院 商工委員会 會議録 第十七号

昭和四十五年五月六日(水曜日)
午前十時三十分開会

委員の異動

四月二十八日

辞任

植木 亨弘君
植木 光教君

補欠選任

土屋 義彦君
大谷 賢雄君

四月三十日

辞任

大谷 賢雄君
土屋 義彦君

補欠選任

植木 光教君
植木 亨弘君

五月四日

辞任

阿具根 登君
小笠原貞子君

補欠選任

鈴木 強君
須藤 五郎君

五月六日

辞任

井川 伊平君
小柳 勇君

補欠選任

長田 裕二君
久保 等君

出席者は左のとおり。

理事

大谷 藤之助君
川上 為治君
近藤英一郎君
竹田 現照君

委員

赤間 文三君
植木 光教君
長田 裕二君
鈴木 亨弘君
平泉 涉君
八木 一郎君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣

通商産業大臣
郵政大臣

政府委員

科学技術庁計画
局長
通商産業政務次
官
通商産業大臣官
房長

通商産業省重工
業局長

特許庁長官

中小企業庁次長

郵政政務次官

郵政大臣官房電
氣通信監理官

事務局側

常任委員会専門
員

説明員

行政管理局行政
管理局管理官
行政管理局行政
管理局管理官
文部省大学学術
局技術教育課長
工業技術院技術
参事官

山本敬三郎君
大矢 正君
久保 等君
鈴木 強君
浅井 亨君
矢追 秀彦君
向井 長年君
須藤 五郎君
武藤 嘉文君
宮澤 喜一君
井出 太郎君
鈴木 春夫君
内田 芳郎君
高橋 淑郎君
赤澤 瑞一君
荒玉 義人君
外山 弘君
小淵 恵三君
牧野 康夫君
菊地 拓君
清正 清君
北条 久弥君
角井 宏君
柳沢 正昭君

工業技術院標準
部長 久良知章君

本日の會議に付した案件

○特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)
○情報処理振興事業協会等に関する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

〔理事大谷藤之助君委員長長席に着く〕
○理事(大谷藤之助君) ただいまから商工委員会
を開会いたします。

まず委員の異動について報告いたします。
五月四日、小笠原貞子君、阿具根登君が委員を
辞任され、その補欠として須藤五郎君、鈴木強君
が選任されました。

本日、井川伊平君、小柳勇君が委員を辞任さ
れ、その補欠として長田裕二君、久保等君が選任
されました。

○理事(大谷藤之助君) 特許法の一部を改正する
法律案を議題とし、まず通商産業大臣から提案理
由の説明を聴取いたします。通産大臣。

○國務大臣(宮澤喜一君) 特許法等の一部を改正
する法律案につきまして、その提案の理由及び要
旨を御説明申し上げます。

最近における技術革新を背景として特許及び実
用新案の出願は激増し、しかもその内容は一段と
高度化、複雑化しつつあります。この結果、特許
庁における増員、機構の拡充、予算の増加等種々
の審査促進対策の実施にもかかわらず、審査は大
幅におくれ、特許庁には未処理案件が累積し、特
許、実用新案の処理に要する期間は平均約五年に
達する状況となっております。

このような事態を打開するため、政府といたし
ましては昭和四十一年十一月工業所有権審議会に
対し、工業所有権制度の改正についての諮問を行
ない、約二年にわたる審議を経て昭和四十三年十
一月答申を得たのであります。この答申に基づい
て作成いたしました法律案を昨年の第六十一回通
常国会に提出いたしました。成立を見るに至り
ませんでした。

このときの法律案の骨子は次のとおりでありま
す。

第一は、出願の早期公開制度を採用したこと
であります。現在出願された発明、考案は審査の後
その内容を公表しているものでありますが、これを
審査の段階のいかんにかかわらず一定の期間後に
すべての出願の内容を公表することとしたしまし
た。公開された発明等の出願人に対しては補償金
請求権を認め、その保護をはかっております。

第二は、審査請求制度を採用したことでありま
す。出願の中には独占権は要らないが他人が権利
を取得して自己の事業の実施が妨げられることを
おそれて出願しているものや、出願後その技術が
陳腐化し、もはや独占権を取得する必要性のな
くなっていくものが含まれております。そのような
出願は、同じ内容の他人の出願が権利にならない
という保証があれば、必ずしも審査を必要としな
いのであります。そこで特許につきましても出願
から七年、実用新案につきましても四年の審査請
求期間を設け、その間に審査請求があったものだ
け審査をすることにいたしました。そうしますと
何割かの出願は審査をする必要がなくなり、その
分の審査能力を他の出願の審査に振り向けること
によって審査の質を維持しつつ処理の促進をはか
ることができるようになります。

第三は、審査前置制度を採用したことでありま
す。この制度は一定の要件に該当する審判請求に
ついては、これを審査官に再審査させるといふも
のであります。この制度の採用により拒絶査定不

服審判の処理は大幅に促進されることとなります。

このほか現行法制定以後における社会経済情勢の変化にかんがみ手数料、登録料等の改正を行ないますとともに、先願の範囲の拡大、出願公告後における仮保護の権利の強化等につき現行法の諸規定を整備改善することとしております。

今回提出いたしました法律案は、骨子においてはただいま説明いたしました前回の法律案と同じでございますが、前回の御審議の過程を通じて御意見のありました早期公開制度の採用に伴う出願人の権利の保護の面で、公開された出願についての優先審査制度を採用し、及び補正の内容制限を廃止するという二点について手直しを行なったものであります。

次にこの修正点の内容について御説明申し上げます。

第一は、優先審査制度を採用したことであり、出願が早期公開されますと一応の権利を取得する出願公告までの間に、その出願に盛られた発明が、第三者によって実施され、その結果問題となる場合も想定されるわけであり、前通常国会に提出いたしました法律案では、この点について補償金請求権を認めるということで出願人の保護をはかっているわけですが、さらにこの問題を早期に、かつ根本的に解決するため、そのような問題が生じている出願を他の出願に優先して審査することとしたのであります。

第二は、出願公開後の補正の制限を緩和したことであります。すなわち、前回の案では出願した発明の内容の訂正については、公開後は時期的にも内容的にも制限を付していたのでありますが、出願人の利益を擁護するため、このうちの内容面での制限を廃止したのであります。

なお、本法律案は、昭和四十六年一月一日から施行いたしたい所存であります。

以上が本法律案の主要点であります。

なお、諸外国におきましても、審査期間の短縮に腐心しており、たとえばオランダ及びドイツに

おいてはすでに本法律案と同趣旨の制度を実施して、着々とその効果を發揮しております。何とぞ慎重に御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○理事(大谷藤之助君) 続いて政府委員から補足説明を聴取いたします。荒玉特許庁長官。

○政府委員(荒玉義人君) 特許法等の一部を改正する法律案に関する補足説明をいたします前に、今回の改正の背景となりました特許制度の現状について申し上げたいと思います。

最近における技術革新の進展は特許制度に大きな影響を与えております。すなわち技術革新により技術のライフサイクルは短縮され、アイデアから開発までの期間あるいは商品の寿命は短くなっております。その結果発明者の側には権利の早期

設定という要請が、また第三者の側には出願された技術内容の早期公開という要請が生じたのであります。他方、技術革新は出願の増加、出願される技術の高度化、複雑化、検索すべき技術文献の増加等を通じて審査期間の長期化をもたらしただけであります。

そのため特許制度は時代の要請に沿うことができなくなり、技術の進歩という面から見て大きな問題となってきたのであります。そこで審査主義をとる各国は、このような事態を打開するため、審査官の増員等処理能力の増強につとめるとともに、特許制度そのものの改正を行ない、また行なおうとしております。わが国においてもこのよう

な事情は全く同様であり、世界でも群を抜く出願件数とその伸長率を背景として、昭和四十四年度末における特許、実用新案の要処理期間は平均五年にも達するほどになっております。

特許庁といたしましても審査官等の増員、待遇改善、環境整備、資料整備の充実等処理の促進について最大限の努力をしまいたつたのでありますが、やはりこのような方策だけでは現在の事態を打開することは困難であり、制度そのものの改正をあわせ行なうことがどうしても必要であるとの結論に達しました。そこで工業所有権審議会に諮

問し、その答申に基づいてこの法案を作成したわけであります。

もちろんこの制度の改正だけで現在の事態が完全に解決されるとは考えておりません。この制度

改正と並行して、審査官の増員等処理能力の増強につとめるつもりであります。

また数年後には特許協力条約いわゆるPCTへの加入という問題があります。これは国際間の技術交流の進展という事態に対応し、各国が協力して特許の面からその交流の促進をはかろうとするものでありますが、今回の改正はその方向と矛盾するものではなく、現在の特許行政の置かれている難局を解決すべくその早期実施をはかりたいと考えるものであります。

次に法律案の内容を御説明申し上げます。

今回の改正は、主として特許法及び実用新案法を対象としているのでありますが、それとの関連で意匠法、商標法についても若干の条文整理をいたしました。

改正の要点の第一は、出願の早期公開制度を採用したことであり、現在出願された発明、考案は、審査の後出願公告という形でその内容を公表しているのですが、審査が遅延しているため、その時期は平均して出願から三年以上経過しております。したがって発明等はその間眠っていることになり、技術進歩の速度をおくらせるとともに、重複開発、重複投資が行なわれる原因となっているのであります。そこで審査の段階のい

かにかかわらず、出願から一年六ヶ月を経過した後はすべての出願の内容を公表することとした。この一年六ヶ月という期間は優先権主張のできる期間が第一出願日から一年間である

のでその間に公開することは適當でないこと、あまり早く公開すると出願人の実施のための準備がでないこと等を考慮して定めたものであります。公開の方法は特許については明細書及び図面の全文を、実用新案については請求範囲及び図面を印刷公表するものであります。

また、公開された発明等の出願人に対しては補

償金請求権を認め、その保護をはかっております。出願人にとっては自己の発明等の内容が公表されるのであるから、それに対して保護が与えられなければならないのでありますが、出願の大部

分が無審査で公開されることになることから、第三者の利益との調整も考えて実施料相当額の補償金の請求権を認めることとしたのであります。

しかし出願公開から出願公告までの期間が長期化すると、その間は第三者の実施を差しとめることができないのでありますから、出願人が不利益をこうむる場合も考えられます。そこで、そのような事態を防止し、出願人の保護をより実質的なものとするため、他人が模倣しているような場合には、その出願を他の出願に優先して審査することにしております。

第二は審査請求制度を採用したことであり、現行法においてはすべての出願を出願順に審査しているであります。しかし出願の中には特許権等には要らないが、他人が特許権等を取得して自

己の事業の実施が妨げられることをおそれて出願しているものや、あるいは出願後の技術進歩のため、その技術が陳腐化し、もはや特許権等を取得しても何らの効果を持ち得ないものが含まれております。そのような出願は、同じ内容の他人の出願が権利にならないという保証があれば、必ずしも審査を必要としないのであります。

そこで特許につきましては出願から七年、実用新案につきましては出願から四年の審査請求期間

を設け、その間に審査請求があったものだけ審査
をすることにいたしました。そうしますと審査請
求をしない出願は審査をする必要がなくなり、そ
の分の審査能力を他の出願の審査に振り向けるこ
とが可能になります。

とによつて審査の質を維持しつつ処理の促進をはかることができるのであります。審査請求をしない出願には特許権等とは与えられませんが、いわゆる先願の地位を持ち、後日になつて同じ内容の他人の出願があつても、それには特許権等が与えられないという防衛の意味を持つことになりま

この審査請求をしない出願の比率は、業界に対するアンケート調査や外国の実施例等を勘案し、特許については二割、実用新案については三割と予想しております。なお審査請求料として特許については八千円、実用新案については四千五百円を徴収することとしておりますが、この請求料が負担となつて発明意欲が阻害されないように請求料を納付する資力が無い者に対して減免の措置を講ずることとしております。

第三は審査前置制度ともいふべき新しい制度を採用したことであり、審査請求件数と処理能力との間には現在大きなギャップがあり、そのため審判の処理の遅延は審査の場合よりも著しく、昭和四十四年度末の要処理期間は平均七年をこえております。

審査前置制度は審査請求件数の大部分を占める拒絶査定不服審判につき請求から三十日以内に補正のあったものについては、これをなるべく同じ審査官に再審査せよというものであります。この再審査において審査官が特許査定を行なえばその請求はもはや審判を行なう必要がなくなるので、拒絶査定不服審判の処理は大幅に促進されることとなります。

第四は出願公告後特許権設定登録までの間のいわゆる仮保護の権利を強化したことであり、現行法においては出願公告後の出願人のための仮保護の権利の効力としては、登録後侵害者に対する損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の行使が認められておりますが、差しとめ請求権はないことになっております。これは出願公告後拒絶査定されるものがあることを考え、不確実な状態で差しとめ請求権のような強い権利を与えることは適当でないという理由によるものであります。今回早期公開制度を採用したことに伴い、出願公告後拒絶査定されるものの比率が少なくなることを考慮して出願公告の段階で差しとめ請求権を認めることとしたのであります。

第五は先願の範囲を拡大したことであり、現行法においては請求範囲外の記載事項はいわゆる

先願の地位すなわち同じ内容の後願を排除する力を持つておりませんので、後日になってそのような事項を内容とした出願があった場合はそれに特許権等が与えられることとなります。しかし、その記載事項についてもすでに発明されたことは事実であり、しかもそれは将来公開されて公知技術となることも確実なのでありますから、後日そのような事項を内容として出願された発明に特許権等を付与することは特許制度の趣旨から見て適当でないと考えられます。また審査請求制度を採用した場合に、先願の範囲を請求範囲に限定すると、先願の請求範囲が確定するまで、先後願の審査ができなくなり、そこで先願の範囲を拡大し、明細書に記載された事項全部に先願の地位を認めることとしたのであります。

第六は補正の時期を制限したことであり、早期公開制度の採用に伴い、公報の印刷、一般の書類閲覧等の事務処理上、公開後における補正の時期について最小限の制限を加えることとしたしました。すなわち公開後は補正のできる時期を出願審査請求のとき及び拒絶理由通知があった場合の指定期間等に限ることとしております。

第七は手数料、登録料の値上げを行なったことであり、現行の手数料、登録料は昭和三十四年に定めたものであります。その後の諸物価の値上がり等社会経済情勢の変動を考慮してそれを五〇％引き上げることとしたしました。ただし出願料だけは審査請求料を別途徴収することとしたこと等の理由により据え置きといたしてあります。

簡単ではございますが、以上で、この法律案に関する補足説明を終わります。

○理事(大谷藤之助君) 次に、衆議院における修正点について説明を聴取いたします。衆議院議員武藤嘉文君。

○衆議院議員(武藤嘉文君) ただいま議題となつております特許法等の一部を改正する法律案につ

きまして、衆議院において修正を加えましたので、私から、その趣旨を御説明させていただきます。

修正点は、改正法施行前になされた出願に対しては改正法の規定を適用しないで、従前の例によることとしたこととあります。

政府原案では、改正法施行前の出願につきましても早期公開、審査請求その他の改正法の規定を適用することとしておりますが、これは、財産権の保護等の観点からいたしまして必ずしも適当ではないのではないかと、こう考えまして、修正を行なった次第であります。

以上簡単に恐縮に存じますが、衆議院における修正の趣旨を御説明させていただきました。何とぞよろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○理事(大谷藤之助君) 本件についての質疑は後日に譲ることいたします。

○理事(大谷藤之助君) 次に、情報処理振興事業協会等に関する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○久保等君 情報処理振興事業協会等に関する法律案が商工委員会で審議中ですが、本法案の前身につきましては、単に商工委員会のみならず、関係する委員会がいろいろあることとありますが、特に通信委員会といたしても、できれば商工委員会との連合審査等も考えてまいつたわけではあります。いろいろ事情等もあったようでございますので、きょうは私、商工委員として差しかわつて若干この法案の前身についての質疑をいたしたいと思います。

ところで、このコンピュータに関する問題は、きわめて最近の情報化社会の中で大きくクローズアップされてきておる問題でして、これに対する取り組み方をどうしてまいるか、非常に重要な問題だと存じます。したがって法律なり制度なり、そういったものもこれから確立をしてまいらな

ければならない重大な新しいテーマだと思ひます。したがって、コンピュータそのものの産業といひますか、コンピュータそのものの生産にいたしましても、なおきわめて今後強力にこれの技術開発等を行なつていかなければならぬ問題があると思うのですが、最初に、日本におけるコンピュータ生産の現状がどういう状況にあるか、通産省の関係の方から御説明を願ひたいと思ひます。技術面から考えますと、独自の技術でもって開発をしておりますメーカー、あるいはまたアメリカの技術導入ないしはアメリカとの技術提携を行なつて生産を行なつておる会社、あるいはまた資本の導入を行なつてやつておるところ、ものもあるようではあります。そういったような状況の簡潔な御説明をいただきますと同時に、通産省の立場から考えて、そういったものに対してどう今後指導していくと申しますか、育成をしていくと申しますか、どういう方針で臨まれようとおるのか、あるいはまた臨まれておると思ひますが、そういった方針等についても伺ひたいと思ひます。

○政府委員(赤澤一君) 日本におきましますコンピュータの生産あるいは業界の体制等につきまして簡単に御説明申し上げます。

まず生産の状況でございますが、昭和三十二年からこのコンピュータの生産が始まりまして今日まで約十数年になりますが、四十四年、暦年でございますが、四十四年におきまして生産額は千七百六億に達しております。この増加率は四十三年に比しますと約二一％ということに相なつておるわけでございます。また納入台数で見ますと、いずれも四十四年上期までしか台数の統計はございませんが、これで見ますと、四十四年上期が八百三十六台ということでございます。これを実際の台数で申しますと四十四年九月現在で実働台数は五千六百一台、こういうことに相なつておるわけでございます。国産機の比率にいたしましても、昭和三十二年当時国産機の比率がきわめて小さかったものが漸次向上してまいりま

して、四十四年九月現在では五二%が国産機でございす。残りが輸入ということに相なっておりますわけでございます。現在国産の電算機メーカーは御承知のように六社あるわけでございますが、

〔理事 大谷藤之助君退席、理事 川上為治君着席〕

これらの電算機メーカーそれぞれがいずれも外国とこういった技術面におきましては提携をいたしておるわけでございます。こういった技術の導入をしなからぬ、国産の技術の開発につとめてまいっておるわけでございます。わが国といたしましては、これまで電子工業振興臨時措置法、こういったものを中心といたしまして、国産技術の振興また電算機の性能向上等に各般の努力をいたしましたわけでありす。と同時に、コンピュータと申しますのは、先生も御存じのようにレンタルという方式でもって販売をいたしておりますので、こういったレンタル資金がきわめて膨大な金額にのぼるということにもかんがみまして、日本電子計算機株式会社と申しす、いわゆるレンタル資金の融資をはかる会社をつくるわけでありす。ここに開銀資金を大幅に投入をいたしました。そしていわゆるレンタルによる国産電算機の流通に資しておるわけでありす。また同時に、現在各社それぞれ自身では開発が困難と思われますような超高性能の電子計算機の開発に努力をいたしております。私も、工業技術院を中心といたしまして、いわゆる大型プロジェクトによるコンピュータの開発につとめております。これは来年度ではその性能が完成する、こういったことに相なっておりますわけでありす。また一方輸入の体制につきましては、御承知のようにまだ輸入割当て制度を運用いたしておりまして、わが国の電算機メーカーが、外国の輸入品によります重大な脅威にさらされないように、ある意味では保護をしながら国産技術の振興、国産技術の流通拡大ということにつとめてまいっております。こういったのが全体の概要でございます。

○久保等君 コンピューターの相当部分、約半数

くらいになると思うのですが、外国、特にアメリカからの輸入によつてまかなわれておるような状況にあるのではないかと思うのですが、したがつて今後日本の国産機の性能の向上、またさらに特にこれからソフトウェアの問題等について大いにがんばらなければならぬと思うが、いまお話があったように、できるだけ国内のコンピュータ生産の保護育成をはかってまいらうという方針なんです。しかしきわめて日進月歩といふものです。非常にテンポが早いわけなんです。そういった中でも障壁を閉ざしたような形でもってコンピュータ生産に関する問題を保護してまいらうというところ、なかなか世界の情勢からいってむずかしいと思うのですが、しかし、当面にわが国に非常な精神的な保護育成政策をとつてまいらなければならぬと思うのですが、見通しとして、一体どのくらいかればどうやらひとりで歩きといふものの、日本のコンピュータ生産の技術面もアメリカあたりに伍してひとりで歩きができるようになってまいるか。もちろんそういう状態になれば、日本のほうから逆に輸出せられるということも当然出てまいらうと思ひます。また、今日においても全然そういうことがないかといへば、若干そういう芽のような、日本のコンピュータを海外に輸出しようというような話も進んでおるやうに聞くのですが、どういふ状態になれば一応コンピュータの自由化というやうな問題も考えなければならぬ状態になったと判断をせられるのか、おおよその今後の見通し、そういったものについて御説明が願ひたいと思うのです。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま申し上げましたように、とにかく国産化率を五〇%以上のところまで高めてまいりましたことは、諸外国に比べますと、わが国の場合成功であったと考へております。そうしてただいま御指摘のように、小型のものにつきましては輸出というやうなこともかなり行なわれるやうになりつつございす。ただ大型のものにつきましては、これはソフトウェア

アとの関係もございすけれども、ちよつとたまたまのところアメリカに十分太刀打ちできるといふやうな体制になっておりません。工業技術院におきましては非常に高性能の大型の電子計算機を開発はかっておりますが、もう一、二年いたしますと、ある程度それにとどめておくかと思ひますが、しかしながら、工業生産、それが生産に入る、それだけの需要がまた十分にあるという段階は、いまからまだやはり予測しにくいのではないかと思ひます。何と申しましたもアメリカのやうに国防省であるとか、あるいはNASAであるとかいふやうな現実の需要があるという場合とわが国のようにまだそれほどそういうものがないという場合との違いがございすので、したがつてハードウェアの面におきましては、少なくとも中量あるいは大型のものについては自由化といふものは当面困難であるといふふうに考へております。ソフトウェアにつきましても、なおさりと、御承知のようにこれは結局人間の教育といふことから進めてまいりませんとなりませんので、現実には、先ほど申し上げましたやうな米国におけるやうな政府側のいろいろな意味での融資、補助等々をわが国の場合、従来欠けておりました。今後もおそらくそうございまして、ソフトウェアの面における太刀打ちはなかなかむずかしい。俗に十年おくれておるといふやうにいわれておるわけでございます。そこで、ソフトウェアの自由化につきましても、これもハードウェアよりは、あるいははだ、これについては非常にいろいろめんどやうな問題があるであらうと思ひます。と申しますのは、俗に資本の自由化といふものを資本金に限るといふやうなことをいたしておりますけれども、ソフトウェアといふものはあまり資本金に關係がございせん。そういう面から、どのやうにして国内のソフトウェアの開発をはかつていくかといふことは、現実の行政の仕組みとしてはなかなかやっかいな問題があるやうに想像いたしますけれども

も、しかし、その方法は別といたしまして、やはりなかなかソフトウェアの自由化といふものはむずかしい。私といたしましては、一般に自由化といふものは推進すべきものだ、一般論としては考へておるのでありますけれども、電子計算機関係のハードウェアあるいはソフトウェアにつきましては、当分全面的な自由化はすることができないといふやうに考へておるわけでございます。

○久保等君 いま通産大臣の御答弁、私も全く同じやうな情勢判断をいたしております。

ところで、先ほどちよつと御答弁の中にありましたが、日本のコンピュータ生産の効率的な発展を考へて、日本電子計算機株式会社、いわゆるJEECCがつくられて、一元的なレンタル制度を採用しておられるようですが、このJEECCの状況について若干お尋ねしたいと思ひます。問題は、やはり一番資金的な問題がこれはいへんだらうと思ひます。われわれもきわめて浅薄な事情は耳にいたしておるのですが、この運営もなかなかこれ容易でない面が私にはあらうと思ひます。したがつて、具体的に申し上げますと、JEECCの資金の収支状況、こういったものがどういったことになりましたか、こういったことを中心にしてひとつ率直な御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(赤澤達一君) 日本電算機株式会社、JEECCと申しておりますが、この資金状況につきまして簡単に御説明申し上げます。

この会社は、先ほど御説明申し上げましたやうに、各社が生産をいたしました国産機を一応ここで買い取りまして、そしてそれをユーザーのほうにレンタルで貸す、こういった仕事をいたしておるわけでございます。そこで、四十四年度につきましてこの資金状況が一体どうなつておるかといふことをまず申し上げますが、四十四年度におきましては機械の購入費、これが約八百三十億円でございす。で、こういった機械の購入に對しましてはただメーカーのほうに機械代金を支払つたかと申しますと、六百八十億円ということに

なっております。あと、収入のほうは、いわゆるレンタル収入、あるいは下取りの収入その他その他でございますが、こういったような資金をまかないますためには、まず借り入れ金といたしまして開発銀行から四十四年度におきましては百六十五億円の借り入れをいたしております。このほか、一般の市中銀行から二百五十七億円、合計いたしまして借り入れ金が四百二十二億円でございます。この四百二十二億円の借り入れ金のほかに九十四億円の増資をいたしております。こういったことからいたしまして、なお機械メーカー、コンピュータのメーカーのほうには、従前からの未払い金額も含めまして約四百四十億円の未払い金が残っている、こういう状態でございます。四十五年度、本年度の予定でございますが、本年度は機械の購入といたしまして約一千億円を予定をいたしております。これに對しまして、資金繰りの面で申しますと、まず、借り入れ金といたしましては開発銀行から百六十五億円、それから市中銀行から三百五十五億円、合計をいたしまして四百八十億円の借り入れ金を予定をいたしております。このほか、さらに百四十億円の増資を予定いたしております。こういったこと全体を含めて、機械の代金支払いのほうは八百五十億円を予定いたしております。この会社といたしましては、なお資金繰りが、いま申し上げましたように、一方では機械を買取り、一方では機械をレンタルでユーザーに貸す、こういうことでございまして、下取りの収入あるいはレンタル収入等を含めましてもなお資金が十分であると申しかねると思っております。先ほども御説明申し上げましたように、こういったレンタル資金というものは、やはり国産機を育てていく場合に非常に重要な役割を果たしております。特にIBMというような世界最大のコンピュータメーカーが非常に豊富な資金をもって世界じゅうに、その製造しております機械を売り込んでおりますこと、これは、私も、まあ今後このJEECC資金の確保、あるいはこの融通の円滑化につきましては、私もできる

限りの努力をしたいと考えておるところでございます。

○久保等君 このJEECCの発足以来、何といいますが、未払いの累積額というものはどの程度になつておりますか。

○政府委員(赤澤瑛一君) 機械の代金の未払いでございますが、四十四年度末でもって四百三十九億円、これが四十五年度はまだわかりませんが、現在見込みの収入あるいは見込みの借り入れ金等々で予想をいたしてみますと、これがなお五百八十億円余りに本年度末にはなるのではないかと、こういう予想をいたしております。

○久保等君 四十四年度と四十五年度についてのお話をいま承ったのですが、これが発足をしましてすでに四年くらいになりますか、昭和四十二年あたりから発足したと、こう承っているのですが、その経過の中から、できる限りコンピュータが生産をせられ、これが事実上稼働して利用されていくということが一番望ましいと思うのですが、しかし、なかなかそうはいかないところ、いま言ったような問題が出てくるのだらうと私は思います。その製品と、それから実際に使用する、ユーザーですね、この間のギャップをできるだけ埋めていくことが私は一番重要な問題であらうと思うのですが、そういう点を考えますと、ここ数年の経過では何でありますけれども、一体、発足以来の経過をながめて、徐々にその格差というものは縮まるような方向に進んでおるのでしょうか、それともこれはあまりそう断定的なことは結論づけられないと思ひますが、だんだんと年度年度によつて未払い金額のほうむしる比率の面からいって多くなつていくというふうな趨勢にあるのか、どういふふうに進んでおるのか、これについて感じておられますか。

○政府委員(赤澤瑛一君) JEECCは三十六年に設立されました。自來約十年たつておるわけでございますが、その間非常にコンピュータの利用、特に国産機の利用が非常に急激に進んでまいりました。こういったことからいたしまして、特に四

十年以降この四、五年間は非常な勢いでJEECCの買い取り金額がふえてきております。たとえば四十年にはJEECCの引き取り額が二百八億円でございます。二百八億円でございます。たといま御説明申し上げましたように、昨年四十四年度におきましては八百三十億ということで、四倍以上になつております。本年は先ほど申し上げましたように約千億ということでございます。こういったように私どもが想像いたしておりました以上JEECCの引き取り額が膨大になつてきておるわけでありまして、こういったことからレンタル収入のほうもあがつてきてはおりますけれども、やはり資金繰りの面から申しますと、どうしても外部からの借り入れ額あるいは増資の額、こういったものが十分でないということからいたしまして、メーカーに對する未払い額は、ここ数年急激にふえてきておるようになっています。ちよつと先ほど申し上げましたが、四十三年度末の未払い額は二百八十九億円でありまして、この二百八十九億円が四十四年度には四百三十九億円になり、さらに四十五年度には約五百八十億円になる、こういう状態でございますので、私どもとしては、電算機メーカーのほうもこれではなかなかたいへんだなという感じを持つておるわけでございます。今後ともこういった面を、私どももいたしまして開銀を中心といたしまして資金繰りにあらゆる努力をいたしたいと思ひます。またメーカーのほうも、先ほど申し上げましたように増資の面におきましても、四十四年度は九十四億円でございます。増資を昭和四十五年度には百四十億円にするというふうなことから、私どももできるだけ未払い額を縮めていくように努力をしてまいりたいと思つております。

○久保等君 非常にむずかしい問題ではあらうけれども、大事な問題だと思ひます。このJEECCそのものがユーザーへの勧誘といひますか、売り込みといひますか、そういったことをおやりになつておるのかおられないのか、まん中で、ただつくつたコンピュータを買ひ上げる、そうして

レンタル方式でユーザーに貸し付けるということ、これは、実態はどうなつておるか知りませんが、酷評すれば、単に事務的に扱つておるといふだけではその格差はますます開いていく可能性が強いのではないかと思ひますが、もちろんメーカーも直接やつておるかどうかわかりませんが、とにかくユーザーにできるだけ借りてもらうというようにことを積極的にいろいろやつてはいるだらうと思ひますが、そういった面の対策といひますか、やり方はどういふことになつておるのでしょうか。そういうことについて、またどういふ手を打たなければならぬとお考えになつておるか、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(赤澤瑛一君) 電算機の売り込み自身は、それぞれのメーカーが行なつております。もちろん各メーカーそれぞれ特色のある電算機を持つておりますので、これを一元的にJEECCが売りさばくということは困難かと思ひますし、また、そのメーカーの機械そのものに付属しているというか、機械と一体となつておりますソフトウェアもございまして、こういった面、またあとあとの技術指導、保守、管理、こういった面からいたしまして、電算機のユーザーに對する販売自身は、これはメーカーが独自の立場で行なつておるわけでございます。JEECCはしからばどういふことをやつておるかということになります。このJEECC自身の任務はあくまでレンタル資金の一元供給という立場でございます。その意味から、あらゆる金融機関、市中銀行また開銀等にも折衝いたしまして、その間の機械の購入、売り込みました機械を一応JEECCが購入した形になつて、それがユーザーに渡り、同時にレンタル収入はこれはJEECCに払つていただく、こういった形で、その間の経理操作をしておる、こういったことでございます。売り込み自身はあくまで各メーカー自身がその特色のある機械をユーザーにお願いをして買つていただく、こういう形でございます。

○久保等君 時間があまりありませんから、深く

お尋ねいたしません、いずれにいたしまして、この問題については、このコンピュータの生産を強力に育成していくという立場から、開銀なりあるいは市中銀行の融資あるいは強力に融資等についてのあつせんなり世話をしていくということは必要で、十分に資金的な面から御配慮を願う必要があるわけですが、また反面、いま焦点になつております、未払い金の金額もできる限りこれは縮小していくという方向に御努力を願わなければならぬと思うのですが、十年程度の経験も積んでこられたわけですから、ぜひその工夫をお考えいただく必要があるんじゃないか。これはまたまた難しい問題になつてくると思ひます、結局J E C Cをつくらせたいもの、どうもあまり一元的にということ、着想は非常にいいのですが、運用してみたらなかなか結局寄り合い世帯でもつてつくれたJ E C Cということになりかねないのですが、こういった点についてひとつ通産省のほうで御配慮とともに御努力を願ひたいと思ひます。

次の質問に移りたいと思ひますが、日本の政府各それぞれの機関でずいぶん電子計算機を購入してお使いになつておるようでございますが、これも必ずしも十全な機能を發揮しておるとはいえないような状況にある。過ぐる四十二年八月三十日ですか、閣議において「政府における電子計算機利用の今後の方策について」閣議決定をせられたようであります。これは行管が一応世話役というふうなことでおやりになつておるようでありまして、これまた各省でコンピュータを購入して、それぞれ必要によつて運用をしておられるだらうと思ひますが、これまた総括的にあるいは統括的にこのコンピュータの効率利用というふうなことを配慮する場所は、従来の行政機構からいつてもないと思ひますが、そういつたような点もあつて閣議においても問題になつたらうと思ひますが、この各行政機関におけるこのコンピュータの活用状況それから同時に政府自体が

閣議で決定をせられて、一体どういう対策をお立てになつて今日に及んでおるのか、そういつた経緯についてひとつ簡潔にお答えを願ひたいと思ひます。行管のほうだろうと思ひますが。

○説明員(清正清君) いまの御質問につきまして、四十三年の八月に閣議決定をいたしました。その前に概況をちょっと触れてみますと、四十五年の三月末現在その導入台数は百五十四台になつております。そして、ここ数年著しく国の機関のコンピュータ導入がふえておりまして、この百五十四台のレンタル料が約六十六億圓にのぼつております。そして一応どういふぐあいに使われているかといふことを申しますと、大体三つに大きく分かれて、大量の行政事務の処理という場合と、それと国民に直結する窓口事務のいわゆる処理、次に高度ないわゆる技術計算、大体三つに分けることができると思ひます。

そこで、いまの御質問に、四十三年の八月三十日の閣議決定に基づいてどのような方策をとつていられるかといふ問題の御質問でございますが、これにつきましましては、各省庁の政策面の七省庁の課長會議を設けまして、その課長會議において四十三年の閣議決定に基づいた四項目の趣旨にのつてとつて、それをどのように処理していくかといふ立場をとつております。その例としまして、四十五年の二月二十五日に四十五年の基本方針を、情報処理の高度化に関する運営方針をつくらせております。

これは、まず第一点は、各省庁共通情報システムの調査研究といふことで、実は四十五年の予算からその各省庁が共通にシステム開発の面につきましましては私のほうに保障が一括計上されまして、それを現在調整している段階でございます。

二つ目は、各省庁のネットワークシステムの調査研究でございます。現在各省庁の情報交換というものを円滑化するためには、どうしても各省庁のネットワークシステムというものを形成しなければならぬといふことから、実は四十五年にお

きましては、これもいまの一括計上の中に入つていくわけでございますが、基本計画、青写真をつくるという段階で、四十五年度にこれを実行に移したいと考えております。

三番目は、事務処理用統一個人コードの設定の推進。要するに現在の各省庁間のデータの互換性がないといふことは、機種が違ふという面もありまして、やはり標準化の問題が第一でございます。ハードあるいはソフトウェアに関する標準化の問題、その根本的なものはやはり個人コードといふものをまず出発点にしなければならぬといふことから入りまして、この問題は十一省庁の課長から入りまして、第三回の研究会を行ないまして、その結果、分科会に専門技術的な問題を落とすという段階にきております。

四番目は、電子計算機利用実態調査の実施であります。これは各省庁における電子計算機を高度に利用するといふ立場から、実は毎年、約六、七年前から行管で各省庁の電子計算機の実態調査をやつております。その実態調査を引き続きやります。四十五年度はさらにこれに加えて政府関係機関及び国の付属機関、試験研究機関、これも含めまして実態調査を行なうといふことでございます。

五番目は、各省庁の電子計算機基幹要員の養成といふことでございまして、これは民間におきましてもわが国全体がこの基幹要員の養成については相当苦慮しているところでございまして、政府におきましても四十四年度からADPマネージメントコースを三ヵ月コースで実施しております。四十五年度はそれを二回やることにおいて、その各省庁統一の基幹要員を養成するといふ立場をとつておるわけでございます。さらに、これらの問題は七省庁會議に続きまして、各省庁、大体二十七省庁からなる利用技術研究会というものが工業技術院に開かれております。この成果とか、そういう問題をもちまして、七省庁會議でこれらの問題、具体的な問題を配慮する方向を立てているのが実態でございます。

一応御説明を終わります。

○久保等君 まあいろいろと各関係の行政機関とも連絡をし、あるいはまた相談をせられながら、コンピュータの総合的な利用なり共同利用の面について御努力になつておるんですが、その点はけっこうだと思ひます。今回この法案の審議にあつて、衆議院のほうで附帯決議が附せられておりますが、その中にも、第四項に「行政機関における電子計算機の総合利用、共同利用を極力推進すること。」といふような指摘をし、政府の奮起を促していると思うのですが、私ももちろんこの附帯決議に全面的に賛成でありますし、同時に行政管理局としても、こういった附帯決議の趣旨なり、あるいはまたそうでなくとも、先ほど来申しますような理由から、一そうひとつ行政機関自体が電子計算機の利用について格段の御努力を、まず率先せられる必要があると思ひます。そういう一点を要望いたしておきます。

郵政大臣がお見えになつて、時間の関係でまた間もなく退席をせられるような連絡をいたしておきますので、途中特に郵政大臣それから通産大臣に關係する問題だけについて、私まず質問をいたしておきたいと思ひますが、それは、実は今回このコンピュータ關係の法案として、情報処理振興事業協会の法案が国会に出されてまいつておるわけですが、この問題をめぐりまして、いろいろと通信回線の關係において世論がいろいろと出てまいつておるわけでありまして、政府の内部ではたして完全に意識の統一がなされて、この協会の法案そのものも出てきたであらうかどうかとて率直に思つておつたわけですが、私は、電信電話事業というものは、これまで歴史的にいつても約百年の長い歴史の中で、最近特に強い電話の需要等の問題を中心にいたしまして、電信電話事業が發展をしておると思ひますが、そこへ加えてコンピュータの問題、しかもオンラインといふ問題等を考えますと、技術的にいろいろ問題もあると思ひます。あるいはまた扱いについて一

体どこで扱ってまいるのが適当であるかという問題になりますと、これまたいろいろ意見があらうと思ひます。しかし、ここであまりこまかいことをお尋ねしようとは思ひません。結論的なこととお尋ねしたいと思うのですが、要するに、コンピュータそのものの、先ほどから御質問いたしておりました、生産も強力に育てていかなければならぬ、同時にコンピュータそのもののソフトウェアの面におけるこれまた強力な開発を行なつていかなければならぬという要請に迫られておると思うのです。したがつてまたコンピュータそのものがオンライン方式でも十分に活用されていかなければならぬことは、将来の展望を考えますと、これまた当然であらうと思うのですが、単にコンピュータがコンピュータだけとしての機能を發揮する限りでは、あまり私は本来のコンピュータそのものの機能を發揮することにはならないと思うのです。そういつたふうなミックスされたようないろいろな問題がありまして、今後の行政面で御配慮を願わなければならぬむずかしい問題があると思ひますが、当面の問題として、われわれ国会の立場で、法律、制度を確立する立場から考えますと、衆議院の商工委員会でも非常に問題になつております例の基本法の制定の問題、これもすでに衆議院の商工委員会で附帯決議が附せられておりますし、したがつて国会のいわけ意思としても、相当強い基本法を制定すべしという空氣が出てきていると思うのですが、そういう問題もありまゐるし、その中で、そういう問題もまた考えていくべき問題だとは思ひますが、さしあつたての電気通信政策とこのコンピュータの関係を一体どうするかという問題が、当面の非常に重要な問題だらうと思うのです。そこで、政府の内部で意見が必ずしも一致しておらないということでは非常によくないと思ひますが、そういう立場からお尋ねをしておきたいと思ひます。簡潔に、正確に、私お尋ねをしてみたいと思ひますが、それに対して通産大臣と郵政大臣それぞれ簡単にそれに対する御意見をお

伺ひたいのですが、私、時間の関係で三つばかりの問題を申し上げてみたいと思ひますが、それらについて郵政大臣と通産大臣のほうから後ほど賛成か反対か、はっきりお答えをいただきたいと思ひます。

一つは電気通信回線に接続した電子計算機は、電気通信設備の一部となり、電気通信の機能を果たすものであると考えますが、両大臣どうお考えになりますか。

それから二つ目は、日本電信公社や国際電信電話株式会社は、多年にわたつて蓄積した資産と技術を活用して、国民の要望にこたえてデータ通信サービス、すなわちオンライン情報処理サービスを提供していくべきだと考えますが、いかがですか。

それから三つ目ですが、この事業協会等に関する法律案ですが、これが法律としてできていった場合に、当然電電公社や国際電信電話行なうデータ通信事業、これはオンライン情報処理事業のことですが、これをカッコの中に含めて御理解願ひたいと思ひますが、このデータ通信事業の規律監督は、当然従来どおり郵政大臣が行なうべきであつて、通産大臣の所管ではないと考えますが、どうお考えになりますか。

この三つの問題について、簡潔に、特別御説明等は要りませんが、私がお尋ねしたことについて御異議があるかないか、このことだけ両大臣にひとつお尋ねしておきたいと思ひます。

○国務大臣(井出 太郎君) 久保さんから三点についてお尋ねがございましたが、まあ第二、第三の問題は、これはいまおっしゃるような方向でわれわれも理解をいたしておるつもりでございます。つまり、端的に言えばあなたに同感でございます。

それから第一の問題につきましては、コンピュータとそれから通信回線両方にまたがるのでございますから、少なくともこのオンラインシステムといひまじょうか、その面は一応郵政省の受け持ちであると、こういうふうな考えてよろし

からうと、こう思つております。

○国務大臣(宮澤 喜一君) ただいま郵政大臣の言われましたことで、私の意見も同じでございます。異論は別にございません。

第三点の、これは少し理屈っぽくなるかと思ひますが、データ通信事業そのものの監督は郵政大臣かという御質問がございました。電電公社の行なうデータ通信事業の監督は、もうもとより郵政大臣であります。

○久保等君 私のお尋ねしたことに對して賛意を表された御理解をするんですが、ただ、郵政大臣が、第一の問題はと言つて若干何かニュアンスの違つたものの言ひ方をしているんで、私もう一べん申し上げますと、電気通信回線に接続した電子計算機は電気通信設備の一部となり、電気通信の機能を果たすものであると考えるがどうかということ、端的にお尋ねをしたんで、オンライン方式です、通信回線に接続をされてしまつたコンピュータというものは、これはもう線路といわずコンピュータといふもの、一体の形でもつて運用されている状態ですね。だから、そういう自体は、それ全体が要するに電気通信の機能を果たしてあるんだと理解していいんじゃないかと思ひますが、いかがですか。郵政大臣もう一べんひとつ。何か多少歯切れの悪い答弁であつたものですからお尋ねするんです。

○国務大臣(井出 太郎君) 監理官から正確に申し上げます。

○政府委員(牧野 康夫君) 実はただいま先生の御指摘のオンライン情報処理、これが電気通信であるんではないかと、そうしてそれに電子計算機も含めてすなわち電気通信ではないかと、こういう御意見だらうと存するのでございますが、実は電気通信に對しての法律的な解釈は、これは公衆電気通信法の「電気通信」といふところの、「電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けること」といふ範疇において論ずる限りにおいては、たとえば電子計算機の中に、オンラインで、ある信号を入れて、たとえばAという人

から一という信号を入れて、Bの人から二という信号を入れて、そうしてCという人に三というふうな答えを送つてやれというところが、これが電気通信であるかどうかということにつきましては、現在いまだその議論が熱していない段階でございます。で、これはいろいろ法律の不備もございすし、公衆電気通信法がこういう電信と電話というものを頭の中に描いてつくつたものでありまして、データ通信といふものを頭に描いてつくつていないものでございすので、そこいらをもう少し検討いたしましてわれわれの態度を明確にしなければならぬ、そういうふうな考えておる次第でございます。

○久保等君 だから、これから法律をどうつくるかという問題は、これはわれわれ自体の大きな問題としてあるわけなんです。で、当面の一つの問題としては、どう理解をしようかという問題を、郵政大臣にしろ通産大臣にしろ、私がかかえられておると思ひます。その理解のしかたの問題について——これは当面理解のしかたの問題だと思ひます。したがつて、それをさらに国民一般が利用していくのには一体どういふような法律、制度のものにしていくかという問題は、今後の立法上の問題であると思ひます。だから、当面の理解のしかたとしてどう理解をしようかというところで、まあ私がいま申し上げた程度のことと、まず共通の理解なり一致点として御確認を願つておくべきじゃないかということでも申し上げたわけですが、牧野監理官の言われるように、要するに、電気工学的に、理屈をいへばそういう理屈も成り立つと思ひます。しかし、要するに、それそれかつてに理解するように理解していればいいじゃないかといふようなあいまいなことじゃいかぬと思ひます。だから、これは共通項といひますか、最低の認識としては、私が申し上げたようなところで確認できるのじゃないだらうかといふことでお尋ねしているわけなんですがね。

○鈴木強君 関連して、いまの久保委員の問題に関連をしますが、昭和四十三年に、小林郵政大

臣の当時に私はこういうことを質問したわけですが。現在電電公社がやっておるデータ通信はこれは公衆電気通信業務であるかどうか。これに対して、そのとおりであるという答えを正式にもらっているのです。いいですか。ただいま久保委員のおっしゃるのはオンラインにコンピュータを接続してやる場合のことです。ですから、これは専用線を使う場合です。国鉄がみどりの窓口をやっているのもあれでしょうね、専用線利用の場合。だから、それは私の聞いたところとはちよつと違うので、公衆電気通信法あるいは有線電気通信法上、オンラインにコンピュータをつないだ場合のことを聞いているのだとぼくは思うのです。ですから、公衆電気通信、いわゆる不特定の公衆通信を扱うという場合のこと、そうでない場合と二つあると思うのです。オンラインの場合も特定と不特定の二つあると思うのです。

それは問題を整理して答えてもらわないといけません。いいですか、きょうは昭和四十五年五月六日から、この五月六日現在電電公社がやっておるデータ通信というものは、これは公衆電気通信業務として認めて公衆電気通信法に基づいてやっているわけでしょう。これは大臣からもしつきり答えてもらいたい。それははっきりしているわけだ。だから、あとの問題を二つに分けて答えてもらいたい。

○国務大臣(井出 太郎君) 現時点において電電公社がやっておりますデータ通信業務は、鈴木委員おっしゃる通りに公衆電気通信法に基づいてなされておるものであると、こういうふうに理解をいたしております。

○政府委員(牧野康夫君) 専用線を使って一般民間の方がオンラインのデータ処理をやる場合におきましては、専用線の部分にかかわるところ、これは電気通信でございませう。そしてそれを全部処理している状態そのものが全部電気通信かという規定に、まだそこまでは至っておりません。それは二つの私は性格を持っておりますものと解釈しております。一つは電気通信の機能と一つは情報

処理の機能と、こういう二つの機能を合わせ持ったものである、こういうふうに解釈しております。

○久保等君 それはしかし牧野監理官、そういう立法上の議論として議論をする場合はそういう議論も一つの私も考え方はあると思うのです。しかし現実、あなたいま言われたように、専用線の部分というものは、専用線は専用線の部分だけで何の役にも立ちませんね、実際問題として線路部分、この部分は電気通信でまよつと云つた線路そのものは何の役にも立ちません。コンピュータと線路が結びついて一体となって初めて意思の交換が、その意思の中にはデータというものもあるでしょうけれども、初めてそれで電気通信としての機能を發揮するので、その線路部分は電気通信、コンピュータはコンピュータなりとして、あなた方は技術屋としてそんな非科学的な答弁をしておたのじゃこれは話になりません。そういうことについての今後の問題としては、法律上さだかでない面も確かにあるでしょう。あの法律をつくったときはコンピュータというものを予想して立法したのじゃないでしよう。だから、いまの問題をどう理解していくかということだと思つてます。その理解については、その専用線に接続せられたコンピュータはコンピュータで、線路部分だけは確かに電気通信部分ですという、そういう説明はこれはいただけですね。私はあまりむづかしいことを尋ねておるのじゃないですか、かまかけてどうしようということは言つてない。私の言っているのは、電気通信回線に接続した電子計算機は、電気通信設備の一部となり、電気通信の機能を果たすものであると考えるかどうか、そのとおりですと答へればこれは簡単な話ですけれども、あなたが技術屋さんでむづかしい技術的なことを言うから、何かそれをさらに分解したような答弁をされるかしれませんけれども、監理官どうでしょう、あなたのところであまり混線するような話をされたのじゃこれは話になりませんか。

○政府委員(牧野康夫君) ただいまの久保委員の御質問でございませうが、私の説明が足らなかつた点まことに申しわけないのでございませうが、電気通信回線と電子計算機とを接続してこれを一体的に利用した場合においては、電気通信の機能を持つておるのではないかと、こういう御質問でございませうが、これは電気通信の機能を持つております。と同時に情報処理の機能も持つておる、こういうふうに考えております。

○久保等君 だから、これは使い方によればそれはオンラインという形をはずしてやれば……それは情報処理だけが残つて、オンラインにしておいたら両方を持つじゃないかと先生の見解は、そういうことではないんじゃないかと思つてございませう。先生の御意見は、オンラインの情報処理そのものが全部電気通信の機能であるというふうな規定すべきものではないか——規定という用語があまりありますが——と解釈すべきではないかという御質問かと思つてございませうが、私は、電気通信の機能も持つておる、それから情報処理の機能をも持つておる、それをどこかで区分けして、端末装置、回線中央処理装置、これらをそれぞれ分けて、これが通信の機能するところだ、これが情報処理の機能するところだというふうに分けるのではなくて、全体が一体として両方の機能を持つておる、こういうふうに解釈しておる次第でございませう。

○久保等君 何かコンピュータというものがきわめて無限の能力を持つてゐるだけに、単に通信という範囲内だけでとらえるということが非常に無理だといふことで、あなたが非常にプロードに解釈をしておるんだらうと思ふのだが、だからそういう理解のしかたも私はあると思ふ。ただ私がいまお尋ねしているのは、もう少し簡単にしろつとわかつたような実は質問をしておるわけなんです、そこで、電気通信の機能を果たすと同時にコンピュータとしての機能も果たすのだという、まあ何といひますか、ものの言い方

は、これはどうも私ちょっとあいまいな感じがするのですがね。だから、電子計算機そのものがオンラインという形になってきますと、その総体でもつてやはり電気通信としての私は機能も果たしておるというふうに理解していいんじゃないかと思ふのですがね。もちろんコンピュータそのものがその通信の——一体通信とは何ぞやという問題になつてくると思つてございませう。あなたが従来から既定の一つの電信電話というものの範囲内に限ると、その電信電話とは言い切れないほどいろいろなことを処理する能力を持つてゐるのだと、したがって、電信電話の通信という範疇に加えるにプラス・アルファの情報処理をやる設備だといふふうに理解すべきだといふ説明も、これは私、説明としてわからないわけじゃないのだけれども、しかし通信そのものの解釈も、これまであなたの言うような範囲に限ることがいいのかどうか、これもまた一つの問題があると思ふ。通信そのものが要するに意思の交換、その意思の交換の中にはデータを入れる、従来だったら人対人での意思の交換をやる程度だったからこれはもう非常に端的で簡単だと思つて。ところがそうじゃなく、ストップしておいて必要なときに引き出してくる。したがって、そこに入れたときと出すときとは非常に時間的に、あるいは極端なことをいへば十年も二十年も時間的な差が出てくる場合もあると思ひます。そういうことになつたらそれは通信じゃないのじゃないかという理解のしかたもあると思ひます。しかしそれなら一体どのくらい入れてどのくらいして引き出したときが通信で、ある一定の年限がたつたらそれはもう通信じゃないのだといふ、まあそこらの限界になると、これはまたむづかしいと思ひます。だからさういふ点ではこれも議論をすれば果てしないことだと思ひますが、しかし監理官がそういう形できちつと理解する理解のしかたも私はやはり一面からいへば無理がある。で、少なくとも私の言つておることは、きわめて常識的に簡単にこの際は理解しておいたほうがいいんじゃないかといふことでお尋ね

は、これはどうも私ちょっとあいまいな感じがするのですがね。だから、電子計算機そのものがオンラインという形になってきますと、その総体でもつてやはり電気通信としての私は機能も果たしておるというふうに理解していいんじゃないかと思ふのですがね。もちろんコンピュータそのものがその通信の——一体通信とは何ぞやという問題になつてくると思つてございませう。あなたが従来から既定の一つの電信電話というものの範囲内に限ると、その電信電話とは言い切れないほどいろいろなことを処理する能力を持つてゐるのだと、したがって、電信電話の通信という範疇に加えるにプラス・アルファの情報処理をやる設備だといふふうに理解すべきだといふ説明も、これは私、説明としてわからないわけじゃないのだけれども、しかし通信そのものの解釈も、これまであなたの言うような範囲に限ることがいいのかどうか、これもまた一つの問題があると思ふ。通信そのものが要するに意思の交換、その意思の交換の中にはデータを入れる、従来だったら人対人での意思の交換をやる程度だったからこれはもう非常に端的で簡単だと思つて。ところがそうじゃなく、ストップしておいて必要なときに引き出してくる。したがって、そこに入れたときと出すときとは非常に時間的に、あるいは極端なことをいへば十年も二十年も時間的な差が出てくる場合もあると思ひます。そういうことになつたらそれは通信じゃないのじゃないかという理解のしかたもあると思ひます。しかしそれなら一体どのくらい入れてどのくらいして引き出したときが通信で、ある一定の年限がたつたらそれはもう通信じゃないのだといふ、まあそこらの限界になると、これはまたむづかしいと思ひます。だからさういふ点ではこれも議論をすれば果てしないことだと思ひますが、しかし監理官がそういう形できちつと理解する理解のしかたも私はやはり一面からいへば無理がある。で、少なくとも私の言つておることは、きわめて常識的に簡単にこの際は理解しておいたほうがいいんじゃないかといふことでお尋ね

をしておるわけですが、だから、そういうことでひとつ簡潔にお答えを願いたいと思います。いま郵政大臣が何か時間がきたそうですから、この問題はひとつ郵政大臣の重要な所管問題ですから、ひとつ大臣のほうから、はっきり結論的にお答え願いたいと思うのですがね。

○国務大臣(井出 太郎君) どうも御満足のごく結論ということになるかどうか存じませんが、まあいまおっしゃる通りに、またここで議論がありますように、まだ情報産業とかデータ通信とかいうものが現在流動的であるからだと思うのでございます。したがって、技術者である牧野監理官のような非常に厳密性を追及した議論も出ると同時に、久保さんのような御意見も、これはこの段階においては私は出るはずであろうと思うのでございまして、本日のごときは、そういう意味でまだ煮詰まった確定解釈というわけにいきませんけれども、御質問を承りまして十分に検討の材料にさせていただきます、かように存じます。

○久保等君 実は私、こういう場所だから簡潔にメモにまで書いてちよつとお尋ねしたのですけれども、これはほんとうを言えば何です、そつちのほうからこういう話は説明なり報告をして出てくる筋合いなんですよ。しかもそれを監理官のほうでそういう何か私の質問に対して若干ニュアンスが違ったような答弁をするというのは、私は心外に思っている。しかし、正式の委員会の場ですから申し上げることは差し控えますけれども、もう少し内部的にもきちつとひとつ話し合ったことは話し合ったこととして、これは監理官、さらにには両大臣についても、きちつとこれは話は話として通してもらいたいと思うのです。ただここでつ然と私はお尋ねしているのじゃなくて、そういうふうにもちよつとお尋ねするとか何かニュアンスが違ったような答弁をされるほど何か非常にデリケート、でもないのだけれども、なかなか未知の問題がありますよ確かに。それだけに今後の研究課題として非常に一方では研究しなければならぬと思うのです。だけれども、当面の行政を担当さ

れる両大臣の立場から言えば、考え方、解釈のしかたというのはいちどやはりきちつとしておかないと、二、三の人間が集まって説明を聞くとこれまたそれぞれ違うなんというのばざまだと思うのです。十全ではないかも知れぬが、当面の一つの考え方はこちらのほうに考えていこうじゃないかというところで、きちつとしてもらいたい。これまた機会をあらためて私きちつとしたいと思うのですが、ほぼ私の質問に対しては九九・九%ぐらい同感を表したと私は理解しておきます。ただ牧野監理官の答弁では、若干コンピュータはコンピュータとしての機能もあるのですというような議論をつけ加えたんだ。これは余分な答弁だと私は理解しております。この程度にとどめます。

○鈴木強君 大臣ね、ぼくはこういうふうな理解するんですよ。あなたはだから私の、公衆電気通信も電電公社がやっているのは電気通信機能であるかどうかということに対しては、そのとおりと答えた。したがって、現段階における専用線利用の要するにオンラインというものは右にならななんです。これでだから電気通信機能であることは認めているわけだね、そうでしょう。電電公社の場合だって電気通信機能だと、そうでしょう。ただ牧野さんは情報処理の機能も果たしている、こう言う。それは電電公社の場合だって情報処理の機能を果たしている。そうでしょう。だから私はあまり食い違いがないというふうな理解したいのですけれども、よけいなことをちよつと言ったからそれが久保さんのけきりんに触れたと思うのだけれども、私は、そういう意味においては大臣が明確に答えたものとは一つも変わっていないんじゃないですか。いま、分けてやっているオンラインの変わっているものがありますか。ないでしょう。なければ同じじゃないですか、イコールでしょう。こう理解するのはあたりまえのこと、あなたが情報処理の機能を果たしていると言うが、私はやはり公社の場合だって機能を果たしている。それが差がないということに公衆電

気通信法なり有線電気通信法の中で説明するということになると私は何にも見解の相違はない。ただし、今後データというものが、またいろいろの意味においていま考えているような全面開放なんというものが出てきた場合には、これは私は話がもう一つ飛躍していると思う。それは私はきょうはやらない。現状の姿においてどうかということ聞いてみるのだから、何もそんな情報処理なんというものはつけ加えるから問題を起す。それを言わなければ大臣と同じ。大臣と違うことをあなたが言っているのは、そういうふうな理解するから、もう一回通信機能だとはっきり言いなさい。そうでないと大臣と違う。そうですよ、情報処理、電電だつてやっている。

○政府委員(牧野 康夫君) 現時点におきましては、先生のお話しになりましたとおりでございます。電気通信の問題でございます。

○久保等君 それはぼくの質問したことに対する答弁として、言われるとおりです、というふうな理解していいですね。

○政府委員(牧野 康夫君) 現段階の時点におきましては、久保先生の御質問のとおり解釈の問題であらうと、こういうふうな理解しております。

○久保等君 時間がだいぶよけいなところで引つかったものですから、簡潔にしてお尋ねしたいと思いますが、通産省で先ほどちよつと御説明がありました、工業技術院でもって大型プロジェクトをやっておられるお話がありました。まあこれも六カ年計画で何かやっておられるようですが、きわめて大型で、しかも費用の点からいって約百億程度の資金を使つて目下開発中だと承っております。この大型コンピュータというものは何にお使いになる目的をお持ちになつておるんですか。

○説明員(柳沢正昭君) 特定の目的と申しますよりは、現在開発しているのは汎用目的ということと考えております。

せんか。汎用は汎用でもという差し迫った目的のためにつくつておられるのか。単に研究所で研究がたつたつておられるんだという程度のことなのか。こういう目的のために百億の巨額の金を投じてぜひ開発しなきゃならぬ、その開発目標ですね、これをひとつ簡単に御説明願いたいと思

○説明員(柳沢正昭君) いまの御質問でございますけれども、現在の目標の最大のもの、一九七〇年代の前半で世界のトップレベルに位置するような超高速しかも大容量で多重利用が可能であるという電子計算機の開発を目標にいたしております。で、単にこのような高性能な電子計算機のハードの分、原型機だけをつくるということではなくて、ソフトウェアの開発も含めてやっているわけでございます。ソフトウェアも含めて、さらにシステムの標準化、漢字表示装置とか、光学的な文字読み取り装置といった周辺機器の開発も全部含めて考えておまして、いまお話しございましたように、昭和四十六年度に一応研究としては完了いたしました、それ以後はいまの性能の成果を踏まえまして各メーカーが実際の試作に移れる、こういうことを目標にして現在開発中でございます。

○久保等君 それができ上がると、どこどこへ据えつけて一体どこが利用できるようになるのか、そういうひとつ具体的な目標を御説明願いたいと思ひます。

○説明員(柳沢正昭君) 先生の御質問に二つございましてと思ひますけれども、現在研究しております大型プロジェクトの超高速電算機は、いわば原型機でございます。原型機と申しますのは、一番もともになるタイプでございます。それをもとに各社がおのおのその特徴を生かした実用機をつくるというふうになると思ひます。それから現在開発中のものにつきましては、まだ十分詰めておりませんけれども、電気試験所なり、あるいはそういったところでこれを実用に使っていくということになるだらうと思ひます。

○久保等君 だからそこらのとこをもう少し私は生きたコンピュータという考え方に立つて、ひとつむだのないような方法を考へてもらいたいと思ひます。きわめて簡単な実験ならけっこうですけれども、たいへんな年月と同時にたいへんな国費を使い、しかも性能もきわめて超高級なもののように聞いておるのですが、それだけに、一体何に使うのか、こういったことが非常に大事だと思ふ。また、何に使うのかという目的があることによつて、何月何日まで間に合わせなきゃならぬということになるのだけれども、ただ極力早くつくるんだという程度で、できたらできたときにひとついろいろと使つていくのだというように、こゝでは、これは全く試験所をつくるための、研究のための単なる大型プロジェクトの完成にすぎないと思ふのです。これではいかぬと思ふのでして、あるいは得がたいいろいろな技術開発もその中に織り込みながらやつておられるのだからと思ふのです。ぜひひとつむだのないように、しかも四十六年度といふと、あと一年くらいですから、過去もうすでに三年有余にわたつていろいろ御努力になつておるのですから、これもぜひ使ひものになる大型プロジェクトをお組み願ひ、完成さしていただきたいと思ひます。時間もございませぬから、強くその点はひとつ希望と要望を申し上げたいと存じます。

それから次に移りますが、実はコンピュータそのものが自由化のあらしにさらされつゝあると思ひますが、そういう中で、できるだけ何とか国産品の育成をはかつてまいらう。さらには非常におくれておるソフトウェアの面の開発をひとつ強力に進めようという考え方で、今回のこの法案が出されてきたと思ひますが、一、二、若干小さな問題、といつては何ですが、アメリカの最大の旅行あつせん会社であるアネックスという会社があるのですが、こゝでもって日本の、といつても東京ですが、東京の有楽町に支店を設けて、こゝに端末の機械を置いて、マニラ経由でアメリカの本社との間をコンピュータで接続して、それで旅

行、特にホテルの客室なんかの予約を取るということをしての四月ごろから始めたようですが、この問題について通産省でタッチせられた範囲内の御説明をひとつ簡単に願ひたいと思ひます。

○政府委員(赤澤璋一君) アネックスというアメリカの旅行あつせん会社と申しますか、ホテルの予約等を中心にして仕事をしておりますが、東京に支店を設けております。これにつきましましては、昨年の十一月に支店設置の報告書が提出をされております。これは御承知のように、外国為替及び外国貿易管理法、これに基づきまして支店の設置は報告をすればいいということになつておりますが、一方で外国企業が本邦内に支店を設けます場合、その支店の活動に必要な資金の受領、つまりアメリカでございませぬからドルを持ち込んでまいらなければなりません、それにつきましては個別の認可が必要であるということになつております。こういうことから、こういった活動を行ないますと経常経費等につきましての受領を許可するかどうかにかつてきましては、支店設置の報告がありました際に、外資審議会の幹事会にこれをはかることになつておりまして、昨年十一月に届け出がありまして以降、その幹事会におきまして通産省はもとより運輸省その他関係省をまじえて検討し、あらかじめこれについての方針を決定したわけでありまします。その際、アネックス社からは、第一に、ホテルの予約業務は海外から日本への旅行者及び日本から海外への旅行者に限るといふこと、それから国内に設置をいたします端末機につきましては設置場所を限定いたしますといふこと、さらに、これを変更いたします場合には、あらかじめ日本政府に事前の協議をいたします、こういう申し出がございました。この申し出を受けて、前記の幹事会におきましては、わが国の情報処理サービス業の発展を特に阻害するものではないといふことで、この支店の活動に必要な経費の受領については認可をするという方針をきめた次第でございませぬ。

○久保等君 その認可をされたところはどこの役所になりますか。いまのお話がすべてだとすれば理解をしますが、その他に、特別な条件が、通産省のタッチしない他の面から何かついたりなんかはしておりませぬか。すべてですか、これが。

○政府委員(赤澤璋一君) 認可をいたしますのは大蔵省でございませぬ。それから、認可をいたしますに際して、いまのように関係者からなる幹事会で内容を十分審査いたしますが、その際ついでにります条件は、いま申しましたのが全部でございませぬ。

○久保等君 いつですか、認可。

○政府委員(赤澤璋一君) 幹事会で認可の方針を定めたのは本年の二月でございませぬ。その後具体的に、向こうのドルを持ち込んでまいりまして、それについての個別に何月何日認可したといふのは実はいま承知しておりませぬ。あとで調べて報告いたします。

○久保等君 それからもう一つ。これは多少ケースが違ふかと思ふんですが、アメリカのRCAのエアコンというシステムを実は取り入れて、現にこれは日本の商社あたりがアメリカにいつておる、その支店と、それから日本の国内の営業所、あるいは本店との間でもしませぬが、その間にエアコンという端末設備をつけます、これはRCAのもちろん機械だろと思ふんですが、実際やつておる。それこそ、さつきお話しになりましたが、いまのところは通信にほとんど類似したような程度のものらしいんですが、このエアコンという機械そのものはコンピュータとしての機能も持つておる機械らしいんですが、実際の運用はいまのところは通信と思われ程度、何か扱いをやつておる程度の機械らしいんです。これはやはり通産省で何かお聞きになつたことがありませぬか、ありませんか。そこらの経緯。

○政府委員(赤澤璋一君) いまとつさのことでございませぬのでよくわかりませんが、最近私どもが聞いております件としては、RCA関係では写真植字機、これをコンピュータに接続をしたい、そういったものの輸入の申請があるようでございませぬ。いまのエアコンというお話のものは、これであるかどうかよくわかりませんが、私も承知しておるのはいさういふ案件があるようでございませぬ。

○久保等君 このものは、若干、実は二、三年前に日本に入つてきているようです。それでことしの一月にも一カ所何かこういうものを設置したんだそうです。現在三カ所くらいに設置されておるんだそうです。私も現物を見ておりませぬので深くお尋ねすることはできないんですが、いづれにしてもこれもコンピュータの一種だと理解して間違いないんじゃないかと思ふんですが、これも運用の途中でどういふ内容になつていくか、これは実際どうしようもない話でして、問題は、端末機械の設置について関係すれば関係するといふ問題であらうと思ふんです。こういう形で、とにかく国際的には、いろいろコンピュータ関係の問題はあまり時日を切つて目の前にあらわれて入つてくるという形でなくて、日常の活動の中にきわめていろんな形で私が入つてくると思ふんですが、こゝにいつたことについては、これはまた単に通産省ばかりの問題でなくて、片や国際電信電話株式会社の国際通信の問題とも実は関連する問題なんです。しかし、現実的にどういふこととが最近行なわれておるといふことを、通産省であるいはタッチしておればお聞きしたいと思つたんですが、おわかりにならなければついでです。こゝにいつたようなことで、いろいろ今後の問題として考へてまいらなければならぬ大事な問題が日々生起してきておると思ふんです。私の質問はそういうことで、御存じなければ次に移ります。

それから法案の関係について一、二お尋ねしたいと思ふんですが、事業協会が、この法案の中にも書かれておりますように、いろいろと委託をして開発をさせるとか、あるいはまた、特定プログ

ラムについては、対価を支払って協会がその権利を取得してこれを広く利用させるようにすることか、あるいは債務保証を行なう、こういったことが業務内容として列記されております。問題は、一体どういったプログラムを交流するのか、また、そのプログラムそのものはどういった価値と利用の範囲があるのか、こういったような判断をするのは、あげて協会が判断をして買われるのだからと思うのです。しかし、私は、その判断は非常に重要だと思ふんですね。協会は利用価値があると思つて開発をしてみたが、実際はあまり実益がなかった。それからまた、そんなものを買おうとしたら別のか、いろいろそういった価値判断の問題なり、あるいはまた選択するにあつたての判断なり、これは単に協会が考える問題でなくともう少し私は高度な立場、またさらに広い視野の立場でこういったものを選択するあるいは判断をする。買うにいたしましても順序をどういう順序で買っていくか、これは非常に大事な問題だと思ふんですね。やつてみてどの程度実際プログラムを買上げていくようになるのか、これもまた全然違った経験がないからおわかりにならないだろうし、われわれも判断つきかねるんですけれどもね。できるだけ限られた資金で、できるだけ有効なプログラムを買上げ、あるいはまたソフトウェアの開発をさせなければならぬなという問題は、これはもう非常に重要な問題だと思ふんです。単に通産省の視野の中だけで判断するのは私は非常に大きな問題じゃないかと思ふんです。そういう問題についても、何か科学技術庁あるいは通産省あるいは文部省あるいは行管だとか郵政省だとか、関係するところ非常に多いと思ふんですけれども、もう少し内閣全体の視野でこういったプログラムをまずこの際集めなければならぬとか、またどういったプログラムから買上げなきゃならぬとか、そういったことは日本の一般民間の業界なりあるいはまた政府の各省における要望なり、そういったものを吸い上げながら最終的に判断をする、あるいは選択をしていくという組織にしておかないと、これを単なる事業協会というところの判断にまかせてやらせるというのは、非常に私は考え方として少し配慮が足りないんじゃないかという感じがするんです。まあ具体的な提案みたいな話になりますけれども、やはり情報委員会という情報開発審議会というか、まあ名前はどういう名前でもいいんですが、ぜひそういう高度な判断をする、いい意味での政治的な判断もするし、それからコンピュータそのものについての専門的な知識を持つておつて、技術的に非常に的確な判断もできるというような機能を持った高度な審議会が委員会というものを私はつくべきだと思ふんです。これはぜひこの法案でいまだに入れたらいいなとかなんとかいうようなことを申し上げて、これはちょっと時間的な関係で私は無理だと思ふんですが、今回初めての試みとしてこういう事業協会法案が出てきたんですから、今後のコンピュータ行政といひますか、技術開発を含めてのコンピュータ問題に取り組むにあつて、衆議院の附帯決議がついておりますが、例の基本法制定という問題も非常に大きな問題としてあるわけですし、ぜひひとつこの問題を私は考えてもらいたい。名前はどういう名前でもけっこうですが、委員会ないしは審議会といううなもの、権威のあるものををつくつていただいで、そして非常に広い視野から、しかも判断力も非常に備へて、単に委託をするということ、その委託をすることについてもどういうことを一体委託をするのか、これは非常に高度な能力を持つていないとやれない問題だと思ふんですが、これはひとつ今後の問題といひても、単にしかるべく考えておきましようという程度じゃなくて、これはもうすでに法案が通れば発足するわけですから、そのこともあわせて、早急にひとつそういうことをお考え願ひたいと思ふんですが、いかがなものでしょうか。特に今後のコンピュータ利用についてあるいはコンピュータ技術の開発について、これからいろいろとおやりになるわけ

ですけれども、そういった施策の問題自体についてもやっぱりもう少し私は考えるところがあつていいんじゃないかと思ふんですが、もちろん電子情報処理審議会というものが、今度名前を若干変えた形で発足するようですが、これはばくとしていて、何か重要な案件について審議調査するといふだけの話で、今度は条文の中からも削つて通産省の省令の中にゆだねて電子情報処理審議会といううなものができるというか、従来あるものに情報処理を入れるということもあるようですが、これは全然次元も違ひ、審議する中身も、もう少し私はコンピュータそのものについての具体的な問題を扱つていく委員会なり審議会というものをぜひおつくり願ひたい。これは通産大臣からぜひ積極的な御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(赤澤一君) 大臣のお答えの前に、ちょっとこの法案の仕組みに関係をいたしますので、私から御説明をいたしたいと思ひます。いま久保先生の御質問は、こういった非常に重要な業務を行なう事業協会が、単に通産省といふような土俵だけではなくて、広く関係省あるいは内閣全体といった立場で事業の運営ができるように、特に委託開発のプログラムであるとかあるいは買上げをするプログラムであるとか、こういったものについては、そういった広い視野から審議し、かつ、実行に移すべきだ、こういう御意見だろと思ひます。

この点につきまして、私もこの法案自体で考えておりますことは、まず第一には、協会が委託開発を行ないますプログラムと申しますのは、第二十八條に書いてございますように、「開発を特に促進する必要がある、かつ、その開発の成果が事業活動に広く用いられると認められるプログラム」こういうことでございますが、これ自身は三條のほうに規定をされておりますいわゆる「電子計算機利用高度化計画」の中のプログラムとはほぼ同じような線に沿つたものであらうかと思ひます。「情報処理の振興を図るため開発を特に促進する必要がある、かつ、広く利用される種類のプログラム」ということでございまして、この三條で定められました高度化計画の線に沿ひながら事業協会は活動するということにならうかと思ひます。三條の規定によりまして、こういったプログラムの開発の目標につきましては、広く関係省の意見を聞くことになる。また、関係省自身がその持つております適当なる審議会にそれぞれ諮問をする、あるいは相談をするということ、非常に広い意味での意見がこの計画策定には盛り込まれてくるものと思つております。そういった計画に沿ひまして事業協会が委託開発をするわけでございます。と同時に、この事業協会自身といたしましては、こういったような種類のプログラムを開発をしたい、あるいは買上げたい、こういうことであります。それ自身一つの事業計画といふことで通産大臣に提出があるわけでございまして、通産大臣が事業計画の認可をいたすわけでございまして、その際は第四十一條の二項によりまして、通産大臣は事業計画につきましては、関係行政機関の長に協議をする、こういうことになつております。こういった意味合から、事業協会がいたします委託開発のプログラムあるいは買上げますプログラムの種類等につきましては、事業計画の協議あるいは認可というところを通じて、実際的には先生がおっしゃるように関係省の者が集まりまして、この事業計画の認可をいたす際に、それが適当であるかどうか、また、こういったものは追加して事業計画に入れるべきではないか、こういったような議論が十分行なわれた後、事業計画を通産大臣が認可をし、その計画に沿つて協会は活動する、こういうことになつてまいらぬのではないかと考えておるわけでござい

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま御説明申し上げましたような法律案の仕組みで、そのつど関係行政機関の長、それから審議会及び長は、また、おのおの持つておられる審議会というようにな

ころに意見を聞かれて相談をしてやってくといふ仕組みになっておるわけでございます。ことにこのプログラムは、場合によりまして産業とか経済とかいうことばかりでなく、もっと広い範囲のプログラムが登場してくることも十分考えられますので、「関係行政機関の長」云々、その協議というようなことは、十分そういう意味で広く解釈をして、各省各方面の意向が反映されますように運営をしてまいりたいと思ひます。

○久保等君 だから、この法案がこのまゝ通つたとすれば、運用はいま局長の言われるような、あるいはまた大臣の答弁せられたようなことで運用せられていくべきだと思ひます。しかしよくお考えいただくとかかるように、この審議会といつても、郵政のほうにある郵政審議会とそれから通産省にある審議会、それからその他それぞれの各省の審議会といふのですか、これもよく然としてゐる話ですね。と同時に、そういう運営をやつて一休能率的な運営ができるかということになると、まあ手がたぐやるならばそういう順序を経てやつていけば間違ひはないのですけれども、ただ非常に日進月歩で進歩していくコンピュータの技術の開発の問題について、そういう手がたいのめつけこうなんだけれども、一面からいへば非常に機動力のない、非常に能率の悪い運営になつていくと思ひますし、それから単にこの事業協会といふものが、局長の御答弁だと、第三条のところに限られておると言ひますけれども、しかし第七條の目的に沿つた運営がでるということにもなつておるわけですからね。そうだとすると、これまた限界を——第三条にいうのはこれですといふたように——きちつとすることは無理だと思ひます。それで、むしろそれよりも、私は積極的にコンピュータの関係について大いにやるべきだと思ひます。しかもあまりこまかく限定しないでするべきだと思ひます。そういうためにやつぱりこの協会そのもののあり方がこれだといふのかどうかという問題だらうと思ひますが、これもやつてみないことには、いままでも全然やらないんだから、まあ衆議院あたりの御答弁を聞いてみると、何か、何かと言うと語弊があるが、この際にかくこれをやってみるんだという意味でお出しになつてゐるやうに伺ふのです。事業協会そのもののあり方も、実際やってみても少し強化しなければならぬ、拡充しなければならぬという事態も当然予想されると思ひます。そういう問題とも相関連させながら、単に協会だけでこゝういふ問題のすべてを判断する、あるいは各関係省庁には相談し、審議会にかけるんだということになつておられますけれども、そういうのはあまりにもまた一面からいふと冗長で、非能率で、結局お互いにもたれ合ったやうな関係で、何か積極性がないやうな運営になつていくことも十分予想されると思ひます。したがつて、今後の問題として、この運営にあたつて、ぜひひとつそういうものををつくつて、直ちにやらないといふことを私申し上げておるわけじゃないのですか、今後のやはりこの事業協会というやうなものがあり方を含めて考えたときに、そういう審議会なり委員会というやうな高度な判断のできるものを私は置く必要があると思ひます。そのことが非常に機動的に、能率的に、しかも的確に判断ができる、その協会の資金的な面でもむだがなく私に使つていけるのじゃないかと思ひます。そういう非常に大きな政治的なことを含めての質問なんです、大臣のほうからひとつ将来の問題として御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはごもっともな御指摘だと思ひます。そこで、各所に関係各省と協議をする云々というやうなことが書いてございまして、實際上の運営としまして、いけば各省間の幹事会のようなものが実質上でき、そこでしよちゅう相談をしながらやつていくというやうな運営をしていけば一番——いま久保委員のいわれました確かに両面あるわけでございます。こゝで機動的に運営ができるのではないかと、こゝう思つております。御趣旨に沿うやうにひとつ運営をしてまいらうと思ひます。

○久保等君 当面の運営は、もちろん大臣の言われるやうにそういうことでやつていただきたいと思ひますが、立法上の問題としても今後のひとつ問題としてぜひお考え願ひたいと思ひます。この法案にこの場でどうこう申し上げる問題じゃないので、今後の課題として私が先ほど来申し上げるやうな趣旨で、委員会なり審議会というものの設置を将来の問題として、ぜひひとつお考えを願ひたいといふことを強く要望しておきたいと思ひます。

それから、これは衆議院で附帯決議がついておられますから、もう私質問を省略して、大臣のほうから附帯決議に対するお考えをひとつ明確にお伺ひすることにとどめたいと思ひますが、附帯決議の中で、第一項「情報化の促進は、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する重要な問題があるのみならず、それに関する政策は、極めて広範、多岐にわたるものであることにかんがみ、これらの諸点を総合調整のうえ、可及的すみやかに情報化に関する基本法を提案するよう努力すること。」二つには「情報化に関する基本的施策の立案に際しては、情報化の促進の目的と利便、国民に対する公開及び基本的人権の保障の諸点に留意すること。」附帯決議はおあと三つばかりあるやうであります、私は質問を省略して、大臣から、いま私が申し上げた二つの問題について、これはただ基本法というものの制定について、これはやはりお考えをいただく必要があるのではないかと私自身も考えます。この附帯決議に対する大臣の御所見を伺えれば、私の質問に対するお答えにもなると思ひますので、伺いたいと思ひます。

それから第二の、いま申し上げたいわば三原則とでも申しますか、情報化に対する基本政策として、いわば情報化の民主的かつ平和的な利用、あるいは国民に対する公開及び基本的人権の保障、こゝういふやうなことで、これも私は今後の情報化問題と政府が取り組むにあつて非常に重要な基本的な問題だと思ひますが、このことについて

お尋ねをしたいと思ひます。二番目の特に「基本的人権の保障」という附帯決議もありますが、私、特にお考えを願ひなければならぬと思ひます、個人のプライバシーといふは、企業家の秘密といふもの、そういうプライバシーなり企業の秘密といふものについての保護、こゝういふものについては、これからこゝういふ問題を足踏み込んでまいらなければならぬのではないかと、今回のこの法律の中にはそういう問題には触れておりません。もちろんこゝういふことがいふゆる基本法等の中で十分にお考えをいただかなければならぬ問題だと思ひますが、そのことについて一体どういふふうにお考えになつておるか、附帯決議に対する御所見と同時に、基本的人権を若干私なりに分析をして申し上げたプライバシーの問題あるいは企業の秘密の問題、こゝういふことについて一体どういふお考えを持っておるかお尋ねをしたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 衆議院でたゞいま御指摘のやうな御決議がございまして、政府といたしましては、御決議の御趣旨を尊重して行政に当たりますといふことを申し上げたわけでありまして、そこで、この基本法の問題でございますが、これはもうこゝういふことを御決議になつておられることは当然の趨勢だといふふうには私も考えております。が、基本法というものを考えてみますと、内容が非常に多岐にわたるであらうといふやうに想像されますわけで、先ほど来お話のございました電気通信の問題にしてもやはり一つでございますけれども、たとえば教育の問題でありますとか、あるいは処理技術の開発でありますとか、いろいろなものの標準化といふことでありますとか、あるいは遠隔情報処理のための基礎、これは先ほどのネットワーク等々の話、あるいは通信回線の問題になるわけでございます。それから情報産業を今後どうやつて育成するか、これはただいまの御審議中の法律案に一番関係がございまして、それが

ら先ほどお尋ねのありました役所、官庁における情報処理体制の整備その他いろいろございと思います。プログラムというものが財産権としてどういう意味合いを持つてあるか、あるいは中小企業に対してはどういう情報化の施策が必要であるか、いろいろなきが考えられますので、確かに基本法というものは非常に必要なものでありますが、何ぶんにも未知の世界が多いだけに、誤ってこれから先の動きを先取りしてはならないという感じもいたします。そこで、各省集まりまして、基本法に盛り込むべき事項をどういうふうに予測をし、どういうふうにかえるかというふうなことにつきまして、おいおい協議をしてみたいと思っております。それから、その際に、いま言われました民主的かつ平和的利用あるいは公開、基本的人権の保障、どれも異存のないところでございしますが、ことにその中でプライバシーをどうやって守るかということは技術的にもかなりむずかしい問題を御承知のように含んでおりますが、しかし、同時にこれは非常に大切なことでございまして、やはり情報処理にあたりましては一番考えておかなければならぬいむずかしい、しかし大切な問題だと考えますので、そういうことも基本法を考えていきます上で十分に配慮をしてみたいと考えております。

が、要するに各省にまたがった新しい分野の仕事だと思ふんです。したがって、いわば通産省が世話役の意味でこの法案については通産省が中心になって扱っていく。もちろん、ものによっては法案にも書いてありますように、郵政大臣の共管事項でもあるということになっておるわけですから、ぜひひとつ、この運用についてはそういう立場から、あくまでも視野を大きくし、また判断についても高度な立場で総合的にひとつお考えをいただくように、今後の運営については格段の御留意をお願いしたいと思います。そのことを最後に要望として申し上げて、時間がきましたので、私の質問を終わりたいと思ひます。

○鈴木強君 私は党のほうで、いま情報並びに通信の基本政策委員会の委員長をしております。徹力ですけれども、情報産業の本来のあり方、さらに今後の情報処理のあり方について勉強させていただいておるわけですが、今回協会法案というものが提案をされて、衆議院では四六八カ所におわたって修正がされたわけですね。附帯決議がついて本院に回ってきたわけですね。私はこの修正並びに附帯決議については全面的に賛成であります。しかもこの出し方についてはいろいろ批判が出るのは当然でありまして、日本の情報産業とこの処理というものは不離一体のものでありますから、その辺を基本的にとらえるかという考え方をもう少し早くおきめになって、そうしてその基本の上に立ったハード、ソフトの技術開発というものをひとつと推進しなければならぬと思うわけでありまして、そういう意味からいいますと、どうも日本の今日のまでの情報産業あるいは情報処理に対する政府の態度というものは、少し後手後手に回っておったのじゃないか。しかし、おそまきながら片ちゃんばであるけれども、出てきたわけですから、われわれはこれを多とし、さらにこの片一方の片ちゃんばを早く直していただくことも、この法律の施行にあたっては、さらに最善を尽くしていただいて、日本の情報産業というものと、その処理がうまくいくように私たちはこいね

がっているわけですね。そういう意味において、私は少しきびしい批判もするかもしれませんが、もと、当たってありませんでしたら、ひとつ反論していただけてけっこうですから、私はあくまでもよりよいものをつくるという立場に立って、建設的な意見を申し上げるつもりであります。

そこで、いま久保委員から御質疑がありました。私は本来情報産業振興基本法というものを考えるべきだと思ひます。日本の場合は、科学技術の基本法もなかなかつくれない。それから宇宙開発の問題にしてもそうです。宇宙開発事業団というものが先に出てきてしまうというふうなことで、どうも科学技術の面については、考えてみますと、なかなか日本はむずかしいですね。なぜ基本法がきまらないか。いまさっき大臣はいろいろ先取りをするようなことがあつてはいかぬとか、いろいろ言っておられますけれども、すでに昭和三十三年に日本の国鉄の鉄道技術研究所とそれからもう一つは電子工業振興協会、これが実用化しているわけですね。その前年の三十二年に電子工業臨時措置法というものがつくられました。これは来年のたしか三月三十一日には、期限立法ですから期限がきます。しかし、この電子工業臨時措置法というものは、いわゆる日本の電子工業全体に対する法律であつて、少なくとも情報、コンピューターというものを主体にした法律ではないのです。その間J.E.C.C.等が途中で資金的な問題からつくられて、少しづつはやつておるけれども、今日まで政府が取り組んできた私は情報産業へのかまえてというものは非常になまぬかたし、後手後手だと思ひます。そういう意味で大いに反省をしていただきたい。私は昨年の十月ソビエトの科学アカデミーの招待で約十四日間ソ連のコンピュータを見てきました。キエフへ行つてみるともう実国力のすべて、というところと語弊があるかもしれませんが、金も技術も人員も投入して、そうしてやつております。アメリカのNASAにしても、これは一面には軍事的な目的があるからそれは何兆という金をぶち込

んでコンピューターの開発には使っております。ソ連もやはり。科学アカデミーなんというのは、ことに膨大な国家資金をやつて全国に専門の研究所を持つてやつております。キエフが一番の中心で、大型のコンピュータを開発しております。私はそういう意味で米ソ二大のコンピュータの開発というものは、これは日本と違ひまして一つの軍事的な目的というものがあつたから金を出すのでしようし、いま申し上げたような潤沢な環境の中で育つてきたと思ひます。ところがわが国におきましてはIBMの特許を基本にしてそれぞれの会社が、六社が技術提携をしてみたりしました。たとえば富士通は御承知のように技術提携をやらずに独自の立場で開発をしてきた。だから結局IBMがつくった金物と、それにくつておるソフトというものが一緒にくるわけですね。だからしてどうしてもソフトの開発がおくれれておる。十年おくれでおるといふか、私は十年か十二年かはつきりわかりませんが、おくれれていることは間違いないですね。それで富士通あたりが開発したものがいまブルガリアに行つてもヨーロッパのほうへ行つてもこれは高く評価されております。ブルガリアでも私はそういう意見を聞きました。むしろブルガリアの国では日本のコンピュータにかなり期待をしているのです。御承知のようにIBMに席巻されて、おそまきながらヨーロッパでは立ち上がつてきておる。そういう中で、ブルガリアの国ではやはり情報化社会の方向をねらつております。その際に共産圏の一員ではあるけれども、あえて自由圏の中からコンピュータについても学ぼうとする意欲を持つておる、私はそう見てきました。ちょうど大平通産大臣が私が行つたときにブルガリアにいられて一日御一緒しましたが、そういう中でおそまきながら皆さん方も外国を見ておるけれども、そういう意味においてソ連、アメリカのコンピュータに対するかまえてというのは、これは例外ですから言ひませんが、それにしてもわずかな技術提携の中で今日まで少くともハードがここ

まできたというのは、やはり日本の技術が誇るべきものだと思うのです。そういう意味において通産省が技術指導の面に当たったことは私は高く評価していいと思う。しかしそれがなまぬぬいということですね。しかもソフトについてはまだあなまたまかせだ、かつてはばらばらに各会社がソフトの研究をして、Aの会社のやつをBに持ってきて使いたいものならぬものもあるし、そんなことを考えずにAだけでやっているから、これはやはりユーザーあたりから見ると困ったのですよ。そういうものを統一していいこうという法律のねらいというのは、一つ生きてくると思うのです、そういう意味からいって。だからしておそまきながらここでこういうものが一つできたのだから、本来の方向に前進してもらおうと、そのために大臣、まず私は、いま久保委員からお話があったのですが、第一点として、基本法を早くつくるべきですよ。来々、四十六年の三月三十一日で電子工業臨時措置法も切れますよね。一体これをどうするか。これまでに基本法を出してくれませんか。そういうことでなければ片ちゃんばでまたおかしくなってしまう。ちんばが大きくなってしまう。そういうことも考えながら、私はできるだけ早い機会に基本法というものを制定すべきだと思ふのです。それは先取りをするということもあります。私は、いまここで大臣にこういうことを聞いておきたい。これは科学技術庁も来ておりますが、一体情報化社会とか何とか、こういうことおるのですが、情報化社会とは何か。日本の五年先の情報化社会は一体どういう姿になつてくるのか、あるいは十年先には日本の情報化社会というものは一体どういう形になつていくのか、皆さんは専門の立場で勉強していると思うんですね、だからこの青写真をやはり私は示してもらいたいと思う。政府が総力をあげて研究されているでしょうからね。十年後、五年後、まあ五年後がわからなければ三年後でもいいです、一体それはどういう展望で情報化社会というものがやつてくるのか。それに対して日本のハード、ソフトはどう

いう体制でそれにマッチしていいこうとしているのか、対応策というものはどういうものを持っているのか、それが基本でなければならぬ。それでなければ、私はこういうものをつくらせてみたって、大型プロジェクトで超高性能のコンピュータをつくらせてみたって——四十六年中につくるとき上がつたものを一体何に使うのか、百億とか何億とか相当の金をかけてつくつたものを何に使うのか、そういう問題が出てくるのですからね。だから願わくは、ひとつぜひこの法案審議にあつて、基本法制定という立場に立つて私はものを言つておきますから、その場合に五年先、十年先の展望というものはどうかというものを国民の前に明らかにしてくださいます。そうすれば大体わかるんではないか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 一般に情報化社会というものをどういふふうに定義するか、いろいろ説があると思ひますけれども、普通いわれておりますことは、御承知のようにエネルギーというものがだんだん安くなつてくる、物質というものも合成されるに至つて、経済の中で占めるその二つの要素のウェイトがだんだん低くなつて、第三の要素である情報という、そういう要素の比重が大きくなつていく。それがあたかもたまたま脱工業社会といひますか、ポスト・インダストリアル・ソサエティーに入つていくときにそういう現象があらわれてくるというふうな一般に理解してよろしいのではないかとと思ひますが、したがって情報化社会そのものにとつて、情報化社会そのものは電子計算機がなければ来ないというはずのものではありませぬけれども、電子計算機があることによつて情報化社会の育成が促進されると、こういうふうな考えるべきではないかと思ふのであります。そしてわが国においても、所得水準がかりに昭和五十年にはほぼ三千ドルくらいになるといたしますと、かなりそういう社会に近づきつつある。また消費の内容におきましても、エンゲル係数が低下をいたし、いわゆる雑費といわれているもののウ

○国務大臣(宮澤喜一君)

エートが年とともにふえてくるというようなこと、いろいろ考えますと、わが国もそういう社会に入りつつある、その方向に向かつていっているということがほぼ間違いない言えると思ふのであります。そういう社会において人間が生活の必要の最低限度についてあてはふることからだんだんに解放されて、時間と自分の個性をいづれに人間らしい創造のために、クリエイションのためにどう使うかということが情報化社会におけるわれわれに与えられた命題であらうと思ふのであります。したがつて、先ほどからお話した基本法といううようなものを構想として考えます場合には、そういうことを基本に置いて考えていくべきだと思ふのであります。何分にもこういう大きな変化、それも多少未来に關することでございますので、官庁の組織からは非常にそういう発想というものには出にくい。本来官庁組織というものはそういうものに概してなじまないものでございまして、非常に出にくいございします。これは権限意識とかというところでなくて、非常に出にくいので、やはりこの情勢がある程度成熟してきまして見当がついてきませんと、なかなか思ひ切つた構想というものが、ことに法律というやうな形になりまして書きにくいということは、おそく事実問題として認めただけであらうと思ひます。一つのリーダーシップが要るわけでございます。しかしなかなか官庁組織の中からはそれが出てこないというところで、基本法が実はなかなか——御指摘に私も同意なのですけれども——まとまつてくるやうな気配にないわけでございます。ですから、一つ必要なことはリーダーシップがその場合に大事であるというふうな考えております。ですが、この基本法的なものができまないと、他方では一番情報化社会の基本になるはずの人間の教育というものは十分には進み得ないわけ、文部省は文部省でそれなりの配慮はしておりますけれども、考えようによつては、いままでの教育のあり方、あるいは教育の方法というのにも影響がありますし、また、その中からシステムエンジニアを育てるといふやうな、そういうカリキュラムの問題もあるわけでございますから、教育の点一つをとりますと、基本的なデッサンができませんと、実はやはりそこに無理がある、十分にはできないというやうなことであらうと思つております。したがつて、基本法というものは、これは通産省の問題でも何でもありませんので、国全体の大きな問題でございますから、そこでやはり政治がリーダーシップを発揮しなければならぬわけですが、そのリーダーシップに先見性が伴いませんと、これは間違つたリーダーシップになるわけでありまして、でありますので、非常にむずかしい問題でございますが、政府としてはやはりそういうことをしなければならぬ、リーダーシップを発揮しなければならぬ段階にきておるということは、私も痛感しておるわけでございます。

ニアを育てるといふやうな、そういうカリキュラムの問題もあるわけでございますから、教育の点一つをとりますと、基本的なデッサンができませんと、実はやはりそこに無理がある、十分にはできないというやうなことであらうと思つております。したがつて、基本法というものは、これは通産省の問題でも何でもありませんので、国全体の大きな問題でございますから、そこでやはり政治がリーダーシップを発揮しなければならぬわけですが、そのリーダーシップに先見性が伴いませんと、これは間違つたリーダーシップになるわけでありまして、でありますので、非常にむずかしい問題でございますが、政府としてはやはりそういうことをしなければならぬ、リーダーシップを発揮しなければならぬ段階にきておるということは、私も痛感しておるわけでございます。

○鈴木強君

そのリーダーシップをとることを痛感するだけではだめですよ。具体的にどういふ行動をとるかというところにならなければ、これは話が進まない。だから情報化社会といつても、ただコンピュータだけではない。機械にしてもリーダーにしても、含めて、ファクシミリの問題もあるでしょう。しかし基本になるのは、いま未来学を論ずる場合、月まで人間が行くのですから、だからやる気になればできると思ふのです。これだけやる気があつて金があればできる。技術はあるのです。だからしてそれをやるのが政府の責任です。だから、何で情報化社会というやうなことを言うのですか。情報化社会というものを展望すれば、そこにやはり未来図というものがなければならぬ。それを認めるのが政府の責任だと思ふのです。あなたのとおっしゃるやうに、官庁機構というものはなじまないというなら、これはやはり見来学者がおるのです、その向き向きの専門学者もおるのですから、そういうブレインをつくつて、そういう中で研究してもらつた方がいいじゃないですか。そういう考え方がないから、ちつとも進まないのですよ。だから申しわけないじゃこ

そのリーダーシップをとることを痛感するだけではだめですよ。具体的にどういふ行動をとるかというところにならなければ、これは話が進まない。だから情報化社会といつても、ただコンピュータだけではない。機械にしてもリーダーにしても、含めて、ファクシミリの問題もあるでしょう。しかし基本になるのは、いま未来学を論ずる場合、月まで人間が行くのですから、だからやる気になればできると思ふのです。これだけやる気があつて金があればできる。技術はあるのです。だからしてそれをやるのが政府の責任です。だから、何で情報化社会というやうなことを言うのですか。情報化社会というものを展望すれば、そこにやはり未来図というものがなければならぬ。それを認めるのが政府の責任だと思ふのです。あなたのとおっしゃるやうに、官庁機構というものはなじまないというなら、これはやはり見来学者がおるのです、その向き向きの専門学者もおるのですから、そういうブレインをつくつて、そういう中で研究してもらつた方がいいじゃないですか。そういう考え方がないから、ちつとも進まないのですよ。だから申しわけないじゃこ

れはいかぬです。少なくとも五年先は日本の情報化社会はどういうことになるかという事を国民の前に明らかにされないで、何の情報化社会と言えますか。あるいはヘッド、ソフトの指導行政をしていくなんて言ったって、おこがましい話であって、現にそういう矛盾が出ているじゃないですか、この大型プロジェクト一つをとらしてみても、もつといまの科学の時代に、やる気になって未来図をつくってくださいよ。そうしなければさっぱり話が通じません。

科学技術庁は科学技術の振興のためにやっていただいているわけですが、鈴木さん来ていただいているようですが、何かそういう一つのアイデアありますか。

○政府委員(鈴木春夫君) 将来の予測、これは非常にむずかしい問題でございしますが、予測する場合に二つの方向があると思います。一つはいろいろな社会のニード、そういったものによりまして、その方向に進んでいくという一つの方向、もう一つは新しい科学技術の発展によりまして進んでいく、二つの方向があると思いますが、将来の予測をする場合には、そういったものを統合しまして予測をしていくということになるわけでございます。われわれ科学技術の将来を言っているいろいろな研究開発をしているわけでございます。で、そういう点を早く知りたいというのが基本的な問題でございします。それで、いままでなかなか予測技術というのが、いいものがなかったわけでございますが、アメリカで発達しておりますデルファイ法というのがございします。これを使いまして、将来の科学技術の予測、こういっただけをやろうという試みを本年度準備してございします。それは科学技術の今後の進歩、それを先ほど申し上げました科学技術そのものの発展と社会のニードという両面から、多くの人たち、大体四千人を対象に考えております。そういう人たちがアンケート方式によるデルファイ法をこれを改良いたしましたして予測していくということで、大体三十年くらいの間にどういことが起こっていくか、ど

ういことが現出をするかというようなことを科学技術の面から予測していくというような試みを現在準備中でございします。

○鈴木強君 雲をつかむような話をされても困るから、いまここであなたにコンピュータに限って話していくということとはちょっと無理かもしれませんが、これは大臣ね、いま科学技術庁が言っているのは、科学技術全体としてのテンポのことを言われているんですよ。それはそれとして、雲をつかむようなことにならないように、現実近づくようにやってもらいたいと思うのです。それで、とりあえず、そんなことを言ってもあれです、やらなければならぬことがあるわけですから、それで、未来像をつくる必要は大臣も認めたんですね。それがなければいかぬと思うんですよ。どんな努力をしてもやらなければならぬ。それで、基本法は、いずれにしても早く出していただくということで、衆議院の附帯決議に私は賛成している。そこで、電子工業振興臨時措置法というのが来年切れるのだが、そうするとJEECCの問題についてもゆらゆらしてくると思うのです。法律の関係で多少問題が出てくると思う。だからして、何か通産省として考えておく必要があるんじゃないかと思うのですが、この法律は期限立法ですから、期限が切れた場合、新しい法律を——できれば基本法を出せばいいんだけれども、いまの大臣の話ではちょっと出そうにもない。そこで、暫定的にどういふううにしようとするか、その点。

○政府委員(赤澤璋一君) 電子工業振興臨時措置法につきましては、御指摘のように来年の三月で期限が切れます。そこで私もこの問題を含めまして、別にまた機械工業振興臨時措置法というのが、臨時立法でそれから三年三月で期限が切れます。それで、機械工業、電子工業両面をあわせて、今後、大きく申せば七〇年代の機械あるいは電子、こういった工業の政策はどうあるべきかということと、産業構造審議会の重工業部会に、現在、大臣から諮問をしていただいております、現在まで

も数回にわたって分科会等を持ちまして審議を進めております。私もいろいろいたしましては、従来のいわゆる電振法——電子工業振興臨時措置法の果たした役割の非常に大きかったことにも思いをいたしますと同時に、やはり新しい七〇年代の考え方を申しますか、構想というものに立脚をして、ひとつ思い切った発想の転換のもとに何かの対策を考えていかなければならぬ。そういう対策の中で、特に立法事項を要するものは法律として新たに制定をすべきである、こういう考え方を

持っております。言ってみれば、単純に現在の電振法を単純延長するということではなしに、根本的な検討を加えた上で、必要な立法事項については新たに立法する、こういう考え方で現在審議会において多数の学識経験者の方にお集まり願って審議を進めておる次第でございします。こういった結論を見た上で考えていきたい、こういう考え方でございします。

○鈴木強君 それはそれとして御検討いただくことにして、いずれにしても切れてしまつちや困ると思うのです。ですから、切れないような形で前進的なものを考えていただくということ、あなたの答弁で言う言うなら受け取っておきますが、それで、基本法の問題ね、これは五年先、十年先の展望が明らかにならないとしても、残されているヘッドの面ですね、それから教育の面、あるいは回線利用というのもあなたのほうの計画にあるわけなんだが、そういったような基本的な問題が事業協会法からは抜けているわけですね。したがって、そういうものを含めた一つの構想というものを立てて、できるだけ早い機会に基本法というものを出す、そういう方針であつてほしいと思うのです。その際、さっき述べられた民主、自由、公開、それから基本的人権の確保ですね、プライバシーの確保、こういったものは当然やってほしいと思うのですが、それともう一つは、この出てくる基本法というものは、何といつても重大な問題だと思えますから、それだけに各界各層の意見をやはりできるだけ聞いて、そしてナン

ナルコンセンサスというものを求めていくということではないかと思うのです。ですから、お互いに尽くすべき議論は尽くし、われわれも社会党の立場ですけれども、党は党として研究もするし勉強しているわけですから、ですから与党の意見だけを聞くという、そんなけななことではなくて、各党各派の意見も十分事前に聞いていただく。それからまた、できれば、さっき言った学識経験者等を含めたそういう一つの何か委員会的なものをつくって、そうしてその中でもつてお互いにディスカッションしていただく、そうして未来に向かつての情報産業のあり方を打ち出していく、という、そういう民主的な考えというものを

持ってほしいと思います。ここで私は内容について触れることはできませんから、そういうものを出す場合に、附帯決議にはないのですけれども、ナショナルコンセンサスを得るような方法を大いにひとつ通産省としてはとっていただきたい。そして、議会筋からでもできるだけひとつ事前に意見を聞いていただきたい、こう思うのですけれども、異論はないと思いますが、大臣どうでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほど科学技術庁のほうからデルファイメソッドのお話がありました。これは確かに政府としてそういうことをやりますのは初めてのことかと思ひます。非常に私は意義があるだろうと思ひます。それによつてある程度未来社会の科学技術の面からの予測をする。また、経済企画庁で新全国総合開発計画をつくりましたが、これも昭和六十年ごろまでのそのサイドからある程度の予測をいたしておるわけでありします。しかし実は一番問題なのは、経済とか産業とか科学技術とかいう面よりも、人間の心の變化といひますか、変質といひますか、そういうものをおそろくいろいろの形で含みそうに思ひます。で、実はちょうどいま鈴木委員の言われましたような片寄らない各界のよほどの総合的な御意見を聞いてまいりませんか、間違つた法律をつくるおそれが多分にはないでしょう。したがって、こ

これは本来総理大臣が答えになるべきことだと思
います。やはり私はそういうベースの上で基本
法というものは考えていかなければならないと思
います。御意見には全く同感でございます。

○鈴木強君 私は、この科学技術全体の問題の一
こまです。しかしこれは非常に情報化社
会といわれる社会に向かつての大事な産業である
し、技術開発だと思えます。国会にもその委員
会をつくつてもいいくらいの問題だと思えます
けれども、これはしかし院のことですから院のほ
うで相談するといつたしまして、少なくともいま大
臣のおっしゃったような、広く各界各層からの意
見を聞かなければならぬという意見は、私も全く
同感でございます。そういう所信を伺いまして私
も心強く思います。ぜひひとつそういうかまえて
今後法律の策定、さらに今後の展望の樹立です
ね、こういうものについてやっていただきたいと
思います。

それから、いろいろ聞きたいことがあるのです
けれども、J E C C の現状等について久保委員か
ら御指摘があったようですから、私はただ一つ、
未払い金が四百三十九億円あるのですけれども、
この未払い金の、会社別未払い金のものを示して
もらえませんか。

○政府委員(赤澤璋一君) 手元にいま直ちに資料
はございませんが、一応未払い金の会社別という
ことになりまして、やや会社の営業上の問題もご
ざいますので、詳細な数字は、できましては差し
控えていただきたいと思います。要するにこの
未払い金の会社別の数字は、ほぼJ E C C が買
い取つております会社別の金額に比例してある
というふうに御了解をいただければよいかと思
います。それ以上の詳細な数字は、できましては
差し控えていただきたいと思います。

○鈴木強君 これは少なくとも開銀から金を出し
ているわけですからね。ですから国民の立場に
立って、一体この金はどういうように有効に使わ
れているのか、そうしてなぜ未払い金があるのか
——私はただ単に未払い金があるからけしから

ぬと言ふのではなく、未払い金があるのにはある
だけの理由がある。ですからそういう原因を追及
して、そうして改善をしていくような方法を考え
てやらないとだめですよ、これは。だからふたを
すべきものではないですよ。明らかにして、なぜ
こういう未払い金が出てくるのか、こういうこと
ですね。運用にあるのか、会社の経営の面もある
でしょう。だれだつて未払い金は出したくないの
ですけれども、出てくる、出てくるのはどうい
うわけか、運用にあるのか、長期にわたつてあるの
かどうか、こういう点もわかりませんか、赤澤
さんは、これは差し控えてくれと言ふのでは
なく、大胆に出して、そうしても未払い金の内
容が、どうしてもその理由があればそれを明らか
にしたい。それを是正するように国とし
ても協力すべきではないですか。少なくともこの
資金は何か知らぬがおいしいのではないかという
誤解を受けてはいかぬでしょう。

○政府委員(赤澤璋一君) 御意見のとおりでござ
います。私が申し上げましたのは、各社別の未
払い金については、いま申し上げましたように大
体各社からJ E C C が買い取つております買
取金額にはほぼ比例した未払い金という形になつて
おります。各社別に、ある社に幾らということは、
できましては公表を差し控えていただきた
いと申し上げたわけでございます。こうい
うな未払い金が出ておりますのは、やはり先ほど
も久保委員の御質問にお答え申し上げましたが、
特に四十年以降非常な勢いでコンピュータの利
用が促進されております。したがって、J E
C C の引き取り額におきましても、四十年
以後はわずか二百八億円でありましたものが、五
年後の四十四年にはすでに四倍をこす八百三十億
円になつてきておる、こういうようなことからい
はしまして、引き取り額が非常にふえておるのに
対しまして、レンタル収入の面におきましてもあ
るいはその他の面におきましても、やや追いつか
ないと思つておる、そういう面がある反面、こ
ういったレンタルと買い取りの間をつないでおり

ます資金面におきましても、やはり買い取りの借
り入れ金が金融の情勢等もございまして、必ずし
もこれに追いついていけないといった面があるわ
けでございます。そういう差額が結局対価の未
払い額として残つてくる、こういう状態ござい
ます。したがって、簡単に申せば、開銀
資金をふやして、もっと市中銀行からの借り入れ
金をふやしていけば、未払い金は漸次なくなつ
て、各社の買い取つただけの金は払える、こうい
うことになるわけでありまして、その点につきま
しては、さしあたり昨年の金融引き締め状
態もございまして、また、政府の財政資金の立場か
ら限度がございまして、私どもでできるだけ努力
はいたしておりますが、なほ十分でない、こうい
うことでございます。今後とも会社の状態を十分
見まして、私どもとしてはなほ一そう努力してま
いりたいと思つておる次第でございます。

○鈴木強君 あえて、はばかりたいと言ふなら、
私はあえてまた言ひませんが、少し不満です。私
は。そういう点はこれが民間会社の資金によつて
完全に運営されておるものならば私はあなたの言
うことはわかりますけれども、そうでないわけ
ですから、ですから明らかにすべきだと思ひます。
また何かの機会に伺うことにしよう。

それから第三条の点でちよつと伺いたいた
けれども、カッコの中です。〔電子計算機に電
気通信回線を接続してする情報処理のために開発
するプログラムに係る部分については、通商産業
大臣及び郵政大臣。以下この条において同じ。〕
このカッコの中は、郵政大臣と通産大臣が協議を
してきめたもののみをオンラインする。電気通信
回線までつなぐ場合には、その情報処理のために
開発するプログラムというものはやるのだ、こう
いうことだと思ふんですが、もう少しこの解釈を
はつきりしてもらいたいと思ふんですがいかがで
すか。

○政府委員(赤澤璋一君) ここに書いてあります
プログラムにつきましても、あとの第一項の二号
にございまして、特に開発を促進する必要が

ありかつまた広く利用される種類のものというこ
とでございまして、いわば汎用的と申しますか、
基礎的と申しますか、そういうようなプログラ
ムを予想をいたしておるわけでございます。こう
いったものの中から一般的に電子計算機に密
着いたしまして使いますようなオペレーションプ
ログラムと申しますか、そういうものも含まれ
てまいります。同時にいわゆるオンラインによ
る情報処理、データ通信といわれておりますが、
オンラインによる情報処理のために用いられるプ
ログラムも当然今後開発目標の中に入れていくべ
きだと私も考えております。しかし、先ほど来御
議論がありましたオンラインということにつきま
しては、やはり電気通信回線を利用するわけでご
ざいますので、その面につきましても郵政大臣が
所管されております。そういう面から、オンラ
インにかかわるようなプログラム、電算機を利用
するためのプログラム、こういったものは、やは
り両大臣が共管という形で両方で密接に協議を
し、審議をいたしまして、両方の意見の一致した
ところで、これをやはり目標として掲げていく、
こういうことが必要であらうという考え方でござ
います。こういふ意味から、カッコの中のオン
ラインにかかわるようなプログラム、こういった
ものについては両大臣がきめていくんだと、こう
いうふうに規定されておるわけでございます。

○鈴木強君 これは私はあとで御尋ねをする回線
開放の問題と非常に重要な関係があると思ひ
ます。したがってこれは謙虚に、われわれも従来
のいろいろないきさつがあるわけですから、
過去のいきさつとそれから将来への展望を考えた
場合に、一体通信回線の開放ということはどうし
たらいいかということを実際に考えなければなら
ぬ時期にきておる、こういうときだと思ひます
けれども、それはそれとしてまたやりまされど
も、とにかくこの「プログラムに係る部分につ
いて」というカッコの中の解釈がどうもはつきりし
ないのです。だからこの点については、何です
か、郵政大臣と通産大臣との間で何かこの実施に

ありかつまた広く利用される種類のものというこ
とでございまして、いわば汎用的と申しますか、
基礎的と申しますか、そういうようなプログラ
ムを予想をいたしておるわけでございます。こう
いったものの中から一般的に電子計算機に密
着いたしまして使いますようなオペレーションプ
ログラムと申しますか、そういうものも含まれ
てまいります。同時にいわゆるオンラインによ
る情報処理、データ通信といわれておりますが、
オンラインによる情報処理のために用いられるプ
ログラムも当然今後開発目標の中に入れていくべ
きだと私も考えております。しかし、先ほど来御
議論がありましたオンラインということにつきま
しては、やはり電気通信回線を利用するわけでご
ざいますので、その面につきましても郵政大臣が
所管されております。そういう面から、オンラ
インにかかわるようなプログラム、電算機を利用
するためのプログラム、こういったものは、やは
り両大臣が共管という形で両方で密接に協議を
し、審議をいたしまして、両方の意見の一致した
ところで、これをやはり目標として掲げていく、
こういうことが必要であらうという考え方でござ
います。こういふ意味から、カッコの中のオン
ラインにかかわるようなプログラム、こういった
ものについては両大臣がきめていくんだと、こう
いうふうに規定されておるわけでございます。

ついでに約束とか何かをお互いにきめていこうという事はないですか。

○政府委員(赤澤一君) この法律を立案いたしました。国会に御提出を申し上げるにあたりまして、郵政省だけではございませんが、関係各省と十分協議をいたしました。いまお話を郵政省との間でございまして、いろいろな経過がございまして、両当局で非常に熱心に討議をいたしました結果、両事務当局におきましてこの法律の施行につきまして一応の考え方というものを定めまして、覚え書きを交換をいたしております。

○鈴木強君 やはり非常に大事なところですからね。これはやはり両省間あるいは政府全体として一つの意思統一をしておく必要があると思っております。そういう意味においては両省間の何か約束したということはあることはあるでしょう。

○政府委員(赤澤一君) はい。

○鈴木強君 その内容を明らかにしていただきたい。

○政府委員(赤澤一君) 両省間で意見が一致いたしました点は、特にこの法律の提出と同時に私どもの間で討議をいたしておりました公衆電気通信法の改正の問題、こういった問題と両方含めた考え方、両者の意見が一致した点を覚え書きという形でまとめたものでございます。その内容は、簡単にその要点だけを申し上げますと、両省におきまして電気通信に関する事務はもっぱら郵政省の所管に属する事実、また電電公社、国際電電が現にデータ通信を行なっている事実、こういった事実をまず確認するという点が第一点でございますが、そういった確認のもとに、二の点をきめております。第一点としましては、電電公社あるいは国際電電が行なっておりますデータ通信、このデータ通信業務を、これらの両者が営業として所管をするといいますが、営業をするという点について、通産省は異議がないという点が第一点でございます。これは事実現行法になっておることについて異議がない。それからさらに、通産省は

郵政省がデータ通信を公衆電気通信役務として公衆電気通信法等に規定することについて異議がない。また、郵政省は通産省が電子計算機の輸出入、生産、流通、消費の増進及び調整をはかるために必要な規制を行なうことについて異議がない。これは現状の確認でございます。さらに、通産省は本法が制定されたことを理由といたしまして電電公社あるいは国際電電が提供するデータ通信業務に対して制約を加えるものではない。こういった趣旨の考え方が一致をいたしましたので、その点を文章にして取りかわした、こういう次第でございます。

○鈴木強君 わかりました。内容はわかりました。まあ現状を当然のことを約束したということですね。

で、その点はわかりましたから、もう少しそういう意味で第三条第一項のカッコ内の解釈について明らかにしておきたいんですが、こういうふうな理解をいいですか。第一点は、オンライン情報処理のための通信回線利用のあり方については、公衆電気通信法によって定められるものであって、同法の改正について国会の承認を得られない限り、両制度の基本的な変更はないものと考えてる。

二つには、したがって情報処理振興事業協会等に関する法律案の規定は、公衆電気通信法の運用あるいはその改正に影響を与えるものではないというのが二つですね。

三つ目には、いまの第三条第一項のカッコ内の規定は、現行公衆電気通信法による現在すでに可能となっている通信回線の利用制度に即したオンライン情報処理のためのプログラムの開発目標を策定する大臣を定めたものである、これ以外の問題はない、こういうふうな理解をしてよろしゅうございますか。

○国務大臣(宮澤一君) そのとおりでございます。

○鈴木強君 それで、その点はわかりました。もう私はこの将来のオンライン、通信回線の開放に

ついては、御承知のとおり、郵政審議会でいろいろ議論があつて、答申があつて、それが今度の国会に法律改正として出てくるだろうというわけわかれは考え方を持っておったんだが、途中でこれが出てこないわけですね。何かこれが出てこないことによつて、一方が勝つて一方が負けたんだというふうな話もたまにあるんですけども、そうではないと思うんです。したがって、それだけにむづかしいことであると思うんです。回線開放はですね。したがって、われわれも何が何でも電電が独占をしていかなければならぬと、そういうことではないんです。ただ、さっきも聞いたんですけれども、五年後、十年後に一体どういうサービスが予想されるのか、これすらまだ明らかになっていない段階ですね。しかも、御承知のように電電公社はことしも二百二十万個の加入電話を増設することになったが、百六十五万個をあえて二百二十万個にふやしました。しかも、現在二百二十万個の積滞電話がある。電話を申し込んでもつかないのがある。ですから、この電話をつけてもらいたいという声は至上命令です。国民の。だから、内閣も百六十五万を二百二十万に上げたわけですよ。私は、サービス工程と基礎工程というものは不離一体のもので、ことし二百二十万個に上げたという事はかなり冒険ですよ。これは公社側にとつても、そこに働いておる労働者にとつても、かなり冒険ですよ。しかし、あえてそれをやらなければならぬというので、とにかくそれをがんばっておるわけです。そういう問題が一つある。

それから、御承知のように北九州市は、あれは長いことかかりましたけれども同じ北九州市にあって、小倉とか八幡とか折尾とか若松とか門司とかいう幾つかの局があつて市外通話をそれぞれやっておったのが、これもやつと同一市町村に合わせる電話の統一をやったわけですね。ところが、いま電話の加入区域については、町村合併によつて自治体が一本になれば電話は一本になさうという政府の方針があるに、かわら

ず、同じ市内であるにかかわらず電話局が幾つかあつて市外通話をやっているところがまだあるわけですよ。大阪の豊中なんかに行きますと、一方は大阪の市内電話で、一方は豊中の電話だ。同じ大阪市内で、一方は市外通話をやっている。そういう矛盾もあるわけですね。そういうもののは正。

さらに、普通加入区域から特別加入区域あるいは区域外と、それぞれ区分がありまして、区域外の人たちは特別の施設費を負担しなければ電話が引けないわけです。そういったいま当面電電公社のかかえている問題があるわけですから、さらにデータ通信のための回線をもし引くということになりますと、アメリカのように、もたら民営でスタートしているところと違ひまして、国家独占の明治二年以来の国家これ専掌するという独占事業であるわけです。したがって回線の配置というものは、これはもうたいへんなことなんです。だからして、いまから要するにコンピュータをつなぐオンライン開放ということが出てくると、電話と今度データというものを一緒にしたにもして、ごらんないや。これは本来の電話の機能というものは阻害されますよ。現にニューヨークで十数分であつてもそういう結果が出てきているわけですよ。だから今後電電の回線開放ということになると、その辺をよく考えておかないと、ただ観念的に開放させると言つてみたつて、これはしるうとが言うことであつて、少し勉強していればそんなことはちよつと見当違いなこと、整理するものを整理して、そうしてやらなければいけません。その辺の配慮を考えたがやつていかなければならぬ。だからさつきいったように、現状のデータ通信は、公衆電気通信役務であり、電電公社はこれを提供する、これは通産大臣も認めているわけですよ。したがって、そういうものが、これからの将来に向かつて、一体電電公社がやりよりもある人がやったほうがなおベターであるということがあるかもわかりませんからね。そういうものまでわれわれ否定しようなんていうことは考えないで

す。ですからそういう点を十分理解して、電気通信事業、要するに電信電話というものと、新しく出てまいりますこのデータ通信を、公社がやりになる、あるいは民間に開放するという回線の開放があるかもしれませんが、そういう場合に、その辺を十分に考えてまいりませんか問題を起こすように私は思うのです。ですから加入データの開放は、郵政審議会でも一応ペンディングになっておるようですね。それだけむづかしいのです。ただしもうと観念でやられたのじゃ困るわけです。そういう点は私はさっき言ったように、基本法との関係もあるでしょうし、十分にひとつ各層各界の意見を聞いて、将来にわたって悔いのないようなことを考えていかないと困ると私は申し上げているわけです。ですからその辺を十分理解して、今後出てくる基本法で協会法に抜けている一つの回線問題は配慮していただきたい、こう思います。これは非常に重要ですから、ぜひ大臣からもそういう実情をわかっていただいて、その上でひとつやっていただくように、所信を承っておきたいのです。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは郵政大臣がお答えになるべきことかもしれないと思いますが、かりに公衆電気通信法の改正が成立いたしました場合には、電電公社にとっては新しい仕事で、非常に大きな仕事の一つネットに加わることになるというふうに考えます。しかも古い仕事、在来からの仕事のはうは完全に行なわれているかといえれば非常な積弊を持っているわけでございますから、新しい仕事の上に、在来からの仕事を放てきたり、あるいはそれに影響を与えるということとは、当然あっていいことではないと考えております。したがって、新しい仕事が将来加わりましたら、公社の事業量なりあるいは予算にいたしましても相当それだけ増大をしていかなければならないのであって、その結果在来からの仕事に影響を与えるということとはあってはならない。その辺の事情は私もよく理解をいたしております。

○鈴木強君 これは監理官いらつしやいますの

で、大臣おらないから、さっきのこの通産との覚え書きの内容ですね、それからいま私が申し上げたような考え方は、これはもう当然郵政大臣としては所管の大臣ですから、通産大臣がおつしやるように、通産大臣より以上に配慮している問題だと思ふのです。私は原則としてこれから通信線を使ってオンラインシステムをやろうとする場合に、正力さんが御生前に考えたようなマウンテントップ方式という中にマイクロウェーブなんか引張って、かりにやったわけですね。とてもこれは全国に電電公社のような回線網を引くというよりなことは不可能ですね。ですからどうしてもこれは公社によらざるを得ない。たよる場合に、いま言つたまままでの電話とか電信の本来的な目的を阻害しちゃだめだ。私は、願わくばデータなるものは新しい回線をやはりつくって、そうしてやるくらの配慮がないといけないと思う。そうでなくつて、電話と電信、それからデータというものがくつついてやつた場合に、タイムシェアリングの方式をとつたとしても、ある時期それが重なり合つて一つの機能が阻害されてくるということが出てくるから、その辺のところは技術的な問題から経済的な問題もからんでくるわけですね。その辺を十分配慮して、ただ開発すればいいというのには、そういう点がないということは大臣わかりましたから、監理官もぜひそういう考え方でやってほしいと思う。あなた大臣にかわつてひとつ答えてください。

○政府委員(牧野康夫君) 鈴木委員のただいまの御所見でございますが、われわれも全くそのとおりに考えておる次第でございます。現在の通信回線網と申しますのは、これは電話、電信というものを主体にして、そうしてそれを疎通させるために構成されたものでございます。で、データ通信というものはたしてそれと同じような性格あるいは特性を持っているのかどうかということについては、なお慎重に考慮しなければならぬ。そういうことを明らかにした上でいろいろと考慮してまいりたい。ただいまの先生のお話のとおりに

事案を処理して事を進めてまいりたい、そう思います。

○鈴木強君 それから、第三条の一項の一にある「情報処理の振興を図るため利用を特に促進する必要がある電子計算機」ということですね、これはどういふものなんですか。さっきの大型プロジェクトのようなああいふものとも違うと思ひますけれども、これはどういふものかひとつ説明してもらいたい。

○政府委員(赤澤璋一君) 現在、電子計算機の製造技術も非常に進んでまいっておりますが、さらに今後はこういふものが一そう用途といたしまして、たとえば予測業務でございましてとか、計画業務でございましてとか、非常に高度な面に利用されてくると思ひます。現在のところはまだ計算業務的な、いわば事務処理的な適用範囲が多いのでございますが、こういふものは高度になってくればくるだけ電子計算機につきましてもやはりそういつたものに適應した性能を持った電子計算機が必要になってくる、こう考えております。そういう意味から、たとえばいまお話をございしましたようなタイムシェアリングの可能な電算機でございまして、か、そういつたものを考えたりしまして、特に記憶容量におきましては非常に大容量のもの、また記憶装置のサイクルタイムにつきましても非常に短いもの、こういつたものを今後の設置の目標として掲げていきたい、こう考えておるわけでありまして。

○鈴木強君 さっきの覚え書きとちよつとひつかかるね、いまのあなたのお話は、将来のオンラインでつかの場合の情報処理のためのプログラム、電子計算機の開発というふうにおつしやつたのですか。

○政府委員(赤澤璋一君) 先ほどお答え申し上げましたのは二号のほうのプログラムについてお答え申し上げたのでございます。一号のほうの電子計算機につきましては、オンラインとかなんとかというこでなしに、電子計算機そのものの性能の高度なもの、こういう意味でございまして。

○鈴木強君 それは一のはうはわかりましたが、二のはうの汎用的な情報処理の場合ですね、これはそうするとオンラインの想定でやつていっているわけですか。

○政府委員(赤澤璋一君) そのとおりでございます。現状のオンラインに即しまして、そうして、そういつたものを今後進めていきますために、やはり汎用的なものをまず必要とするであらう。そういう分野がございまして、そういつたものにつきましましては十分通信回線を所管しておる郵政大臣と私どものほうと一致した見解のもとに進めていきたい、こういうことでございまして。

○鈴木強君 そうするとカッコ内のさっきの解釈は生きていけるわけだ。その解釈は第二項にも同じように適用していいわけだ。それでいいですね、その範囲を逸脱しない。これははっきりしている。

○政府委員(赤澤璋一君) 御指摘のとおりでございます。

○鈴木強君 それから二項の「計画には、電子計算機の設置及びプログラムの開発の目標となるべき事項について定めるものとする。」、こうある。この目標となるべき内容というのはいくつものか。それと関連して第三項「計画を定めるにあつては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、政令で定めるところにより、」このところですか。「電子情報処理振興審議会及び郵政審議会の意見をきくものとする。」、ということですね。この計画の目標を定める、目標となるべき内容ですね、そういうものはどういふものか。そういう計画を定めるにあつて協議する行政官庁と、そういうことについては郵政審議会の意見等を聞く、あるいは電子情報処理振興審議会の今度でございますね、意見を聞くと、政令でその内容が定めるといふのです。この政令はどういふ内容ですか、これを明らかにしてもいい。

○政府委員(赤澤璋一君) 第二項では「計画」ということは使つておりますが、この計画自身は、私どもは言つてみればガイドポストと申しま

すか、そういったような感じの計画と考えております。計画ということばはいろんな意味で使われておりますので、厳密に申しますと、いろんな使い方があられるわけでございますが、ここでは一つのガイドポストを立てたらどうか、期間もとりあえず第一期といたしましては五カ年程度のガイドポストを立ててみたかどうか、そういう意味で目標とすることをここに使っておるわけであります。計画と申しまして、いわばそういった意味の計画であるということが第二項の規定でございます。

第三項できめておりますのは、こういったような汎用的あるいは基礎的なものではございませんが、そういったものをまたさらに使いまして、いわばアプリケーションプログラムと申します。また、応用分野を所管しておりますとえば運輸省でございますとか、その他の役所もございまして、そういった役所から自分らの所管しておる事業について、こういったような特定の応用プログラムをつくりたいについては、まずこういった基礎プログラムが必要じゃないか、こういう御意見もあるかと思ひます。そういう意味で関係行政機関の長と協議をするということにしているわけでございます。それから第三項の「政令で定めるところにより」というふうに書いてございますのは、これは単にそれぞれの審議会にはかります場合の手続を定める政令、こういうふうに考えております。

○鈴木強君　そうですか、まあ手続だけを政令で定めるといふのもちょっとどうかと思うのですけれども、まあそうですか。その政令というものはあるわけでしょう、どういふものか。その内容は質疑の時間が私はないから、後ほど資料として出してほしいです、その政令の内容については。

それからコンピュータプログラムの場合ですが、これは日本の場合にA社とB社と技術開発をやっているという場合に、相互に使い得るようなものをつくるんだと思ひますけれども、こ

れはどういう効果をねらっておるか、そのコンピュータプログラムについての考え方を教えてもらいたい。

○政府委員(赤澤一君)　どういふ効果をねらっておるかという御質問でございますが、もちろん、いま電算機、国内だけでも六社ございまして、また、輸入の電算機を使っておるユーザーもあるわけでございます。こういったものが将来たといふ一つの事業に関連をいたしまして提携をする、あるいはコンピュータ等の場合には、やはりそれぞれ会社によりまして違う電算機を使い、したがって電子計算機の固有のプログラムも違っているというような場合もございまして、私どもといたしましては、そういったコンピュータプログラムをつくることによつて、一種の違った種類のコンピュータないしはプログラムを使っております事業主体間に提携なり、あるいは事業上の共同化と申しますか、協業と申しますか、そういったことが電算機を通じて可能になる、こういったことがやはり一番大きなねらいではないかと思ひます。

○鈴木強君　それからこの二十八条の協会の業務のところですが、ここに先進的かつ汎用的なプログラムのうち、企業等が開発することが困難なものについては委託開発を行なうというようになっておりますね、委託開発。この委託開発をするというのとは一体どこへ委託開発をするのか。現在情報開発センターというのが一つございまして、こういったものと事業協会との関連性、これも含めてひとつどういふふうになりますか。

○政府委員(赤澤一君)　委託開発先といたしましては、いま御指摘のような情報開発センターもその候補者の一つだと思ひます。それからそのほかに事業のソフトウェアメーカーあるいはこれはいろいろ考え方があられると思ひますけれども、場合によつてはメーカーのソフトウェア関係の部門、こういったものも、ものによりましてはやはり委託開発の開発先になり得るものと、こういったように考えております。要するに、そういったソ

フトウェアの専門業者あるいはソフトウェアを開発し得る能力を持った団体、また場合によりましてはメーカー自身のソフトウェアの、何と申しまうか、部門、こういったものも委託開発の対象先になり得るものと考えております。

○鈴木強君　そこはわかりましたが、それからその次にこのプログラムが企業等が開発された場合にこれを買い上げるというんでしょう。その買い上げる値段の基準というのは一体何を根拠にしてやるかですね。

それからもう一つは、協会が得たプログラムを対価を得て第三者に使用させる。これも、一体対価というのは何を基準にしてどういふものを取りとめるのか、これをひとつ明らかにしておいていただきたいと思います。

○政府委員(赤澤一君)　御承知のように現在ソフトウェアというものがそれだけで即時に流通をするという仕組みになかなかたっておりません。ごく最近、御承知だと思ひますが、IBMがハード、ソフトの分離政策を打ち出して、わずかにアメリカ等でこれもや試み的な感じを私ども持っております。そういった意味から、ソフト自身の価格というものがどういふ一価評価基準で定められるものかということについては、今後いろいろとむずかしい問題があるかと考えております。ただ、私どもが現在考えておりますところでは、相当程度日本にもソフト専門の会社がございまして、現在いろいろな会社からソフトウェアの開発の注文を受けております。こういったところの状態を見てまいりますと、大体、何と申しまうか、一般的にはコストと申しますのは大部分人件費が中心でございます。そういったものに携わっております技術者の費用、これが大体中心になりまして、コストの積み上げ方式というものが、いまこういったものをきめる基準と申すと大げさでございますが、大体そういった形で価格がきめられておるうちに私も承知をいたしております。

したがって、この第二号にございまして、現在特定プログラムですでに開発されたものを協会が買い上げますといたしますと、やはりその基準が、いま申し上げましたコストの積み上げによる価格というものが一応の中心になるうかと思ひます。また、これを普及するということになりまして、買い上げましたものを普及するわけでございまして、一体需要者が相当程度あることが前提であると思ひます。そういった多数の需要者、相当数の需要者があつたものでなければ協会が買い上げる必要はないわけでございまして、一体どの程度の需要者があるか、したがって、ごく大ざっぱな例を申しますと、たとえば百万円でそれを買い上げた場合、一体十人、十軒ぐらいの需要先に売れるとすれば、この協会は営利を目的とするものではございせんから、一企業当たり十万円をそれを普及してもよい。こういったことになつてくるわけでございまして、その辺のきめ方はもちろん非常に重要な協会の業務の内容でもございまして、今後協会においても十分考えていかなきゃならぬと思ひますが、いま申し上げたように、一般的な評価、価格の基準というものは、これからの研究課題だと考えております。

○鈴木強君　これは法案を提案しておつてそういう答弁はないですよ。だから、いつ、だが、これはきつりしていただかなければ困る。だから、これを協会にまかして協会の判断でやらせるんですか。私はそれには反対です、それは。これはたとえ電子情報処理振興審議会というものが今度でございまして、振興審議会というものが、そういったものに諮問をするなり何らかのクッションを置いてもらわんとね。それは営利を目的とする協会ではないですから、それはわかりますけれども、少なくともこういった対価の問題だとかあるいは値段のことですから、少なくとも協会が独自の判断できめるといふことはやめてほしいと思ひます。そこらへんは道はつくつておいてほしいと思ひます。そういったふうにはできません。

○政府委員(赤澤一君)　このソフトウェアというものを一体どういふふうに一般的に評価するかの

という問題は、これは先ほど申し上げたようにむずかしい問題でございますので、この協会といたしましては二十八条の六号でございますが、「情報処理に関する調査」という項を活用いたしまして、この協会自身も多数の学識経験の方にもお願いをして、まず一般的な詳細基準をどうするかというところは、今後研究調査していきたいと考えております。具体的な、いまお話のように、このプログラムを開発する、あるいは委託開発をするに、どう対価を支払うか、またそれを普及していくか、こういった具体的な問題の取りきめ方でございますが、この取りきめ方につきましては、私どもとしてはこの協会自身の業務方法書で、ある程度それを規定していくことになるかと思っております。もちろん個々のケース・バイ・ケースでございますが、具体的にこれというわけにまいりませんが、そういう対価のきめ方についてのやり方は、私どもは業務方法書で規定していくべきものと思っております。業務方法書につきましても、通産大臣がこれを認可することになっておりますが、あらかじめ各省にも協議をいたしますので、そういった段階で十分各省の意見も聞き、また私どもとしても必要があればいまお話をいたしましたような学識経験の方にも十分意見を聞いた上で認可をしていきたい、こう考えております。

○鈴木強君 そういうような配慮をやつぱりしておくことが必要だと思ひます。そうでないと、どうしても主観に走つて、これは人間ですから、やる危険性もあるわけですね。選ばれた方々をわれわれは信頼しなければならぬわけですね。しかしそれは一般的に見て、常識的なところでそれに対する投下ほどの程度かかったのか、コストの点も考えておきめになるというこのケース・バイ・ケースになるかもしれない。しかしおおよその基準というものは、いまおっしゃつたような方向でひとつやつてほしいと思ひますね。それから次に、このプログラムの調査簿の作成ですけどね、これはなかなか大臣、むずかしいよう

に私は思ふんですよ、プログラム調査簿というものを考えること自体がね。それぞれ企業は、まだ何といつても日本の場合にはそういうことをさしてきたんだから、各社各社がそれぞれの特徴を生かして、それぞれの独自の開発をしてきたんだから、それをほうり出して、さあというところになつても、はたしてこれに協力してくれるかどうかというところがひとつ問題ですね。しかしそれはある一面におきましては秘密の問題にも、プライバシーの問題にも、社の、企業の。そういう点もあると思うので、これは私は絵に描いたもちにならないきやいという気がするんです。しかし確かに必要性は私も認めるんですね。ですから協力はするように大いに行政指導もなさるだろうと思うけれども、これは相手があることだから、相手が協力してくれなければ、私のところはといつて秘密にされればそれっきりのことですから、そういう点を心配するものから、特に民間所有のを出していただくということになるとむずかしいかろうと思ふんです。この場合は電電公社とか科学技術庁とかあるいは東大とかKDでですね。それからNHKとか、それぞれ独自のものをやつておりますね、ソフトの開発を。そういうふうなものに要するに政府機関なり準政府機関ですね、そういうふうなものも吐き出してもらうわけですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは御存じのように強制的規定ではございませんので、たとえばどこかで一つのプログラムを開発して、それを自分のところでも、もういっばい使用済みと申しますか、所期の目的を達した、しかし世の中には似たようなものを求めている人もあるかもしれないので、場合によつては売つてもいいと、そういうふうな考えられる場合があると思ひます。そういう場合、このプログラムがいわば財産として流通するやうな道を開いておくべきだと考えましたので、どのようなものがいっばい売りに出ている、ということ、ことが悪うございますが、利用できるのかということ——世間に出してもいい

という、希望のあるところからはそれを調査簿の上に載つて、そうしてそういうものを求めてくれる人たちの便益に資したい、こう考えておるわけでございます。これは全く強制する規定ではございません。そういう御希望があればこういう調査簿に載つてますというところでございます。なお、後段におつしやいましたことは、カッコのうち、「主として」の事業の分野における「云々」ということに当たりますと、この調査簿に載せることはしないということになると思ひます。

○鈴木強君 一つの事業にわたらないものがあれば、官庁その他政府機関でも出してもらうということですね。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはそのとおりでございます。

○鈴木強君 それは私はいへん心配するのですよ。なかなか皆さんの思うやうにいけるものかどうなのか。しかし、それを踏み切つていかないと協会のつくつた意味もないと思ひますね。ですから、しばらくの間はいろいろあると思ひますけれども、将来の展望を示して、そうしてそのことによつて持つてくる事柄を国民全体の生活の向上のためにというところになつてくれれば、だんだんこれに従つてくると思ふ。当面はなかなかこれはむずかしいです。私はちよつとそういう気がしますから、よほどうまく協力態勢をつくつてもらわなければ困る、こう思ひます。

それから、文部省からきょう来ていただいたおりました、日本のプログラマーというのは、いまどの程度おられますか。またプログラマーを養成するためにいろいろな学校もあるやうですね。ひとつ文部省のほうから、恐縮ですがけれども、学校教育法に基づいて、現在コンピュータ教育——情報処理と、それからハードのほう、ソフトのほう一緒にしてもらつてもいいですが——とにかくコンピュータに対する教育というものは、現在高等学校あるいは大学等はどういうふうになられておるか。それから将来これをどういうふうにして持つていこうとおるか。それから

う一つは、社会教育の面でやつてゐるのがありますね、そういう面の現状と将来の展望、これをひとつ明らかにしてもらいたい。

○説明員(角井宏君) お答え申し上げます。まず、学校教育でございますが、高等教育の分野につきましては、たとえば電子工学科あるいは計数工学科というふうなところでこの教育をやつてゐるわけでございますが、それらの数は、全体を通じて百五十学科程度でございます。その定員で申しますと、九千三百六十、ただ、こういう学科の中で現実に情報処理技術者というものはきわめて広い分野の技術者でございますので、これだけの数で将来とも充足できるとはとて考えておりません。その関係で、本年度特に情報工学科あるいは計算機科学科というふうな専門の学科を大学につきましては五学科、短大一学科、工專二学科というふうな形で増設を予定しております。

それから高等学校教育関係でございますが、従来商業高等学校の商業学科、それから工業学科、これらの学科できわめて散発的でございますが、先進的な教育をやつたところはございますが、これは数においてはきわめてよりやうなものでございますので、これにつきましても産業教育審議会——正式に申しますと理科教育及び産業教育に関する審議会でございますが——ここで昨年度この情報処理教育の振興に關します計画、方針につきまして御審議をいただきました結果、特に商業関係につきましては情報処理科それから工業関係につきましては情報技術科というやうな学科を新設することになりまして、すでに新年度さつそくその設置にかつております。

それから社会教育関係でございますが、社会教育関係につきましては、いわゆる各種学校で電算機教育を施しますものが、正規の認可を受けました学校で二十校程度ございます。そのほか、いわゆる正規の認可校でないものを含めまして五十校ぐらいございます。そういう各種学校は、オペレーターないしプログラマーの養成に非常に役に

立っているものと考えております。そのほかテレビ、ラジオといったようなもの、それから社内教育でも現職者の再教育、これをやっていたいでいるわけですが、これらのものにつきまして今後はさらに大学における社会人教育の開発というようなことにも期待をいたしたいというふうなことになっております。

なお将来の計画につきましては、文部省に情報処理教育に関する会議というものを昨年五月に青山学院大学の山内二郎先生を中心にあつたして組織をいたしまして、これは文部省関係以外の各省庁の関係者にも入つていただいておりますわけでございますが、そこで本格的な情報処理教育の体系を目下審議中でございますので、具体的な数字につきましては検討中であると申し上げます。うがよろしいかと思ひます。

以上でございます。

〔理事川上為治君退席、理事近藤英一郎君着席〕

○鈴木強君　いまの大学での教育の問題は、特にハード、ソフト、そういうふうにお分けにならないで、コンピューター全体としての教育をおやりになるのか、それともハードはハード、ソフトはソフトというような形でおやりになるかとするのか。その点はどうですか、これは高校も含めましてね。

○説明員(角井宏君) 私のほうで申し上げておりますのは、主としてソフトということで考えております。計算機のハードに関するものまで含みますともっととふえるかと思いますが、この点については大きな意識を持っておりなかつたものですから、その点の数字は押えておりません。

○鈴木強君 これは基本法というものができまして、それに基づいて教育面はどうするということをはっきり確立していただかないといけないことですね。これは文部省がいろいろ政府の一員としてお考えになっておやりになることでしょうけれども、まあひとつそういう中でもこの情報産業の進

展におくれないように、学校あるいは社会教育の面においてもひとつさきに御配慮をいただきたいということを願っております。

時間がありませんから、たくさんありますけれども、きょうはもう一つだけやって打ち切って、あとに残します。

それで、さつき久保委員からも御質問がありました。大臣からお答えがあったのですけれども、私も実は、カナダのニッケルメーカーのインコという会社が日本に進出して、一〇〇%出資で子会社をつくったということがありまして、これも衆議院のほうでも質疑があったようですけれども、まだ大臣として、その実体がわかっておられぬということ、内容が解明されていません。これは途中で切った議事録ですから、そのあとで、あったとすればいいんです。そういう問題が逐次出てきているわけですね。それで、これはおそ

らく国内におけるニッケルの情報センターというものが、従来三井物産の中にあつたものを引き継ぐという形ですが、そういうふう聞いております。これは日経新聞に載っております。私も見て同様に感じていたのです。ですから、これとの関連で、コンピューターというものを自由化することについて、国内産業を守るということもあるでしょう。IBMがかなり早くから入ってきていますから、それと国内のかね合いで、今度ハードと

ソフトを切り離して、ソフトはソフトで別の会社をつくることになりましたから、通信回線の開放なんということが出てきたら一挙にやりますよ、私はこういう席で言っておきますが。回線開放なんということも取り組んでもらいたいと思うのですが、いろいろ考えますと、そういうふうな外資の——貿易の自由化、資本の自由化ですね、こういうものがあるわけですから、ですから大臣がおっしゃるように、コンピュータに関する限りは、ソフトとハードを問わず、まだまだ伸びていかなければならぬ産業であるし、しかもその力は独自に持っているわけですから、できるだけ自由化は阻止していく、そういうお考え方については

私も大賛成なんです。ですから、その点をひとつ明確にさせていただいて、まあインコ社のやつはこれはまた、時間がもうないですから、別途ひとつ説明していただきたい。

それからもう一つ、行政管理局に來ていただきたいと思うのですが、私はいまから、理事長の給料が幾らか、それからそこへいく職員は一体どこからいくのか。その受け入れは一体どうなのか。将来のこの職員の保障はどうなのか。ただ役員の人たちが高い給料をもらって退職手当をもらってやるなんという事になつてはいかぬですよ。とにかく、行管のほうは新しい特殊法人をつくらぬという一貫した思想の中で、あえて協会法というものををつくってきたわけですから、それはそれなりに意義があつたと思うのです。世間から、理事長が三十五万か何万、退職手当も五年つとめれば何百万とか一千万円をこすとかいうよう

な、そういう退職手当が適用されていくことになる
と、それまた官僚の天下りだというふうに批判
されることになる。私はそういうことはもう少し
先に聞きますが、行管が、とにかくそういう批判
があるにもかかわらず新設を認めたという意義を
伺っておきたいと思います。

それから自由化のことについては大臣から。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほど久保委員にも申し上げたことでございますが、ハードウェアにつきましては中型、大型等々は、これはわが国まだ非常におくれております。ソフトウェアにつきましてはもとよりでございますから、それからのものについては自由化をする意思は、私は大いely 持つておりません。このことは、実は先般両国間の貿易・資本の自由化のためにアメリカからミッシェンが参りました。ケンドールというような人、ほか何人かが参ったわけですが、その人たちに對しても、明確に、これはいわゆるハードウェアとして自由化しないで日本は残しておく、そういうつもりであるということを実ははっきり申し上げてございます。そういう方針でやってまいりたいと思つております。

○政府委員(赤澤澤一君) 先ほどのインコ社の件は、まだ詳細十分調べがついておりませんので、いずれきちつと調べがつきましてから御答弁を申し上げたほうがよろしいかと思いますが、その後、私が聞きましたところは、これはニッケルの海外の相場その他についての情報と申しますかそれを国内の関係者に流すという、そういう機能を持つておる会社ということでございまして、特にコンピュータを駆使して何らかの情報処理を行なつてどうこうする、こういう会社ではないように私は聞いておりますが、ただ、いわゆる特別なニッケルについての特殊な価格その他の情勢についての情報を流す会社、こういうふうに聞いておるわけでございまして、いわゆるここにおける情報処理という感じの会社とは別の会社であるように、いまのところ承知いたしております。

それから最後に、もう一点お話がございました

が、この協会でございますが、当初、私どもこの協会は実は特殊法人として事業団という形で考えておりました。その際、いまお話にもございましたように、政府全体として新たに事業団を設置することにについてはこれを認めないという、非常に強い方針がございましたので、私どもといたしましては、そういうことではなしに、民間がこの設立を發起をいたしまして、そして民間の手で發起をしたものについて、特別な法律をもって認可をする。まあ通常の例で申しますと、認可法人、こういうふうに申しておりますが、いわゆる政府の特殊法人ではない、民間があくまで中心となつて設立の發起をし、手続をし、ただ、その最終的なものは、民法にいう公益法人ではなくて、特別法による認可法人である、こういう形にいたしておるわけであります。こういう意味から、この設立自身は法律の第十六条以下に設立の規定がございますように、まず民間が發起人をきめ、そうしめて定款、事業計画をつくり、また、政府以外のものに対して協会に対する出資を募集する、こういった形でまず通産大臣に、發起が終わりましたならば、認可を申請してくる、こういう手続になら

るわけでありませう。もちろんこれにつきましてもは政府も出資をし、また、この協会には必要な補助金等も出すわけでございまして、単なる民法上の公益法人とは性格を異にしていることは申すまでもありません。そういう意味合いからも、私どもとしてはこの協会の役員あるいは職員等につきまして、その給与あるいは退職金その他の規定におきましては、もちろん十分な監督をしまいたい。また認可の際にもそういうことについては十分配慮をしていくつもりでございませう。

○鈴木強君 何かありますか。

○説明員(北条久弥君) ただいま局長からお話のありましたとおりでありまして、行政管理局といたしまして、政府全体として特殊法人の抑制の線から、こういう事業協会の方式でやられることはけっこうだということ、私のほうは直接これにタッチしませんが、こういった法律になったと承知しております。

○鈴木強君 これは私は大臣に聞かなければ、あなたに聞いても無理な話ですから、またあらためて聞きますけれども、ただ赤澤局長が軽く受け流すような最初に御答弁なされたけれども、これは民法上大臣が認可する公益法人ではないですね。これは法律に基づいてやることでございませう。しかも国が資本金を出すのでございませう。それから補助もするわけではございませう。言うなれば、国際電信電話株式会社というものが電電公社から分離して、国際電信電話株式会社法に基づいて会社をつくっているわけではございませう。そのほかにもこういったものはたくさんあります。そういうものは、だから私たちは、少なくとも国民の税によって経営する会社だと考えております。だからして、それは私はいま言った発起人のきめ方とか、それから理事長なり監事なりあるいは理事の選出、それから職員の方々が、一体、現在のたとえば通産省の一部の人たちが行くようになるかどうか。そういう場合に、将来の職員の保障ということも十分にやっていたらだかなく、待遇を上げる、そういうふうな配慮を十分していかなければいけないと思うのです。

よ。五年なら五年おつて、場合によってはまた通産省に帰りたいという人がいるならば、そういう人たちの受け入れをやるのか、何か、そういうような措置というものを万全にしておいていただかないと、理事長が幾らもうかかわりませうけれども、そういうふうな人たちは特別な退職手当や給料をもらつても、職員のほうはどうもそうではないということになると、全体の士気がうまくいかないわけではございませう。そういう問題が起るわけですから、そんな簡単なものではないです。これは、やっぱり会計検査だつてこの会社は検査しなければならぬ立場にあると思ひますから、だからそういう意味で特殊法人という名前を、何か知らぬがちょっともじつてやつたんだと、そういうふうにとれるようなことじやいかぬです。特殊法人じやどうも反対があるからこういうかっこうにしたんじゃないかと片方に言われるわけではございませう。われわれは必要性を認めているから、最初から賛成ですというのを言っているんですけれども、たまたまそういう批判もあるから、十分お氣をつけて、役員なり職員の方につけてはやっていただきたいし、本来の機能發揮についても十分やっていただきたいと願ひがゆえに申し上げております。また保留しておきますよ。

○国務大臣(宮澤喜一君) 御指摘の点は、特に注意いたしてまいります。

○向井長年君 ちょっと関連をして。

いまの鈴木さんへの答弁聞いておきますと、行管のほうがいわゆる事業団をつくることはあまり好ましくないというところで、それをできるだけ制限しよう、これはわかるんです。しかし、必要な事業団はつくるべきなんです。これは、そこを無理やりにつくつたらいかぬと言われるものだから、こういう特別の特殊法人をつくつていこうとすると、ここに無理があるの、この点、政府は少なくともやっぱり自信を持ってこれは事業団として必要だというやつは出していいんじゃないですか。

すか。私は、事業団をやたらにつくつて、必要でない事業団をつくつて、そして役人天下りのいわゆる就職口にしてみたり、あるいは国家予算をつけて何かわけわからぬものにするような状態も現にやっぱありませうから、そういう事業団はあくまでもこれはできるだけなくしていかなければならぬ。しかし、現に迫つて必要な事業団は、これはつくつていくべきなんです。それを、そういう方針だから、何だか民間が発起して、そして特殊法人の形をとるんだという、そういう、何といひますか、やりくりが、かえつて誤解を招くと思ひます。なぜ宮澤大臣堂々と出さぬのですか。これは私はそういうことであつてしかるべきだと思ひます。必要な事業団は、やっぱり必要な事業団としてつくつていくべきだと、こういう感じを持つてますが、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは、世の中がかわつてまいりますと新しいことが出てまいりますので、そういう場合にはつくらなければならぬというところは確かにございませうけれども、同時に、ずっと前にできたもので、もうたいした役をしていないというものもあり得るわけではございませうから、それでしたら新しいものをつくるのにひとつ古いものを、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドをしなうというふうなことが政府の大体の考え方ではございませう。まあ今回の場合はこれでも目的を達すると思ひますので、こういう形で御審議を願ひしておりますが、つぶすものが適当なものが実はなかなかなかったというふうな事情も、ほんとうを申し上げますとございまして、そこで申し上げますと、これはあまり……。お聞きのがしを願ひしておきたいところではございませうが、まあこういう形でやつてまいりたいと思つておるわけではございませう。

○長田裕二君 大臣の御都合があるようですか、最初に大臣に御質問をいたしましたして、あとほかの方々に御質問を申し上げます。先ほどから大臣の両委員へのお答えにもありましたが、情報産業という、広くつかまえておられること、情報処理事業というふうなつかまえて方をしましても、この法案によるハード、ソフト両産業の発展の促進ということばかりでなしに、非常に多くの問題が各方面にあるというところは、大臣も先ほどからおっしゃつておられるわけではございませう。たとえば人の問題、あるいは標準化の問題、回線の問題、政府内部でやるべき問題等々いろいろあるわけですが、それらについての適切な施策が、適切な時期に適切な場所で開催されておらなければならぬと思ひますが、これがばらばらに出ますと、たとえばある部門の問題を片づけようとした場合に、情報処理事業全部に関する問題が一度にそこへ集中して、いたずらな混乱を巻き起こす。そのために適切な措置がなかなかできにくいというふうなこともなるわけではございませう。先ほどから基本法というふうな考え方が出ておりましたが、それに対してたいへん慎重なお答えもあつたようではございませうが、法律事項あるいは行政部門でやるべき事項、民間でやるべき事項、それらがほんとうに総合的な観点から適時適切に適當な場所で行われるということが一番必要だと思ひます。それにつきましても大臣のお考え、どういうふうなことからやつていこうとされるのか。まあこれは通産だけの問題ではないのかもわかりませんが、最初に伺いたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 御指摘のような基本法というものが必要だということ、私どもも感じしておりますけれども、御承知のような事情で、先ほどまた申し上げましたようなことから、なかなかそれができてまいりません。そこで今回の法案は、ある意味ではかなりこの局面を限りました。いわばどちらかといへば控え目な御批評があらうかと思ひます。法律案でございませうけれども、一つは、これは将来つくられるであろう基本法を早まって先取りをしたくないという気持ちがかくやうなわけで、当面入り用なことだけをとにかくやうなわけで、こう考えましたわけではございませう。同じようなことが、先ほど文部省のほうから

もあらうのこと、情報処理事業というふうなつかまえて方をしましても、この法案によるハード、ソフト両産業の発展の促進ということばかりでなしに、非常に多くの問題が各方面にあるというところは、大臣も先ほどからおっしゃつておられるわけではございませう。たとえば人の問題、あるいは標準化の問題、回線の問題、政府内部でやるべき問題等々いろいろあるわけですが、それらについての適切な施策が、適切な時期に適切な場所で開催されておらなければならぬと思ひますが、これがばらばらに出ますと、たとえばある部門の問題を片づけようとした場合に、情報処理事業全部に関する問題が一度にそこへ集中して、いたずらな混乱を巻き起こす。そのために適切な措置がなかなかできにくいというふうなこともなるわけではございませう。先ほどから基本法というふうな考え方が出ておりましたが、それに対してたいへん慎重なお答えもあつたようではございませうが、法律事項あるいは行政部門でやるべき事項、民間でやるべき事項、それらがほんとうに総合的な観点から適時適切に適當な場所で行われるということが一番必要だと思ひます。それにつきましても大臣のお考え、どういうふうなことからやつていこうとされるのか。まあこれは通産だけの問題ではないのかもわかりませんが、最初に伺いたいと思ひます。

教育についてお話があり、また、これはそれだけに限りませんが、公衆電気通信法の改正というように、政府としては目下これはかなり熟した段階まで考えておられるわけだと思ひ、いはば関係各省がおのの分野で行政を進めてまいりますうちに、逆に申しますと、その中から基本法の基礎というものが生まれてくるのではないかと、そんなふうな考え方をいたしております。

○長田裕二君 いまの問題とも関連いたしますけれども、たとえばコンピュータの発達あるいは情報化社会の展開というような問題は、これは社会現象としてもプラスの要素は非常にありわけですけれども、マイナスの要素もないわけではありませんで、たとえばマイナスの要素にどう対処するかということなども、それがあらかじめある程度のビジョンで展開されているかいないかということが、この発展に非常に深いかかりを持つと思うわけですね。たとえば思いつくだけでも、医療の診断とか、特許の案内とか、判例案内、こういうようなものが故意または過失で違った情報提供されるということになりますと、これはだんだん人間も専門化していきまして、一々そういうものを誤りを正す方法というものが、むずかしくなっていくと、非常に重大な結果を来す。あるいは土木建築の計算とか経理事務の計算とか材料計算なども、間違つたりしますと、土木建築などの間違ひは非常な社会的な大災害のもとにもなりかねないということもあるわけですね。あるいはまた大規模なシステムが停止した場合、大きな社会的混乱ということも起こり得るわけですね。そういうことを考えますと、技術的な信頼性というものを、単に当事者の良心というだけにかまけておいていいか、もつとひとつ法律なりその他の措置の裏づけというものであらかじめやっていくかということなどが大きな問題だと思ひます。そのほか、たとえば個人のプライバシーの問題、先ほどもちょっと出ましたが、あるいは国、官庁、公の機関の秘密の問題なども、多くの人がこのコンピュータの発達というのに関連

して心配しているところもあるわけですね、先ほどの答えにも若干関連いたしますけれども、そういうことに対して国がどういうかまえてこれから進むかということなどは、ほかの発達と並行というよりも、むしろ場合によっては先にそういう問題に対するビジョンを示しておくということが正しい発展を招来する上でたいへん大事だと思ひますけれども、いまのお答えにも関連いたしますが、重ねて少しふえんしたお答えをお願いいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 確かにいま御指摘のようない問題がたくさんあるように思ひます。このコンピュータによってある意味では一つの社会の革命と申しますか、大きな革新になつてしまふと思ひますので、その結果の社会なり人間なりの変貌、変わり方というものは想像が付きません。したがつて、このコンピュータというものを利用するということと、悪用するということとが背中合わせになつておりました、悪用した場合に、社会としてどのような制裁をすべきかという問題がございまして、また間違つて、故意でない過失によつて用いたときにどうすべきかというやうな問題がこれでもございまして、思ひます。それらのことがやはり基本法の一つの部分であらうと思つておりますけれども、正直申しまして現在のところ、このコンピュータあるいはそれに伴うソフトウェアをどのように開発をしていくかというところに気持ちがかつとどんで取られておりました。その結果生まれるやうな悪なりあるいは弊害というやうなものに十分まだ考えをいたしておらない。これはたいへん正直なお答えになります、しかし、そういうところが現状でございまして、しかし、いま言われましたやうなことは非常に根本的な問題で、今後ないがしろにしてはならない種類の問題であらうと思つております。

○長田裕二君 私もそういう危惧の念からあまりマイナスの面ばかり強調して、うしろ向きになつてはならないという点については全く同感でございします。前に進めるための一つの措置として申し上げただけでございします。大臣に対する御質問は私はこれで終わります。

日本のコンピュータ産業は、先ほどからもお話が出ましたようにアメリカには遠く及ばないにしましても、ヨーロッパ各国と比べると相当よく発展してきたということが言われるのでして、それにつきましても、資本自由化の問題とかJECの問題とか、先ほどからお話の出たところだと思つておりますが、ヨーロッパ各国あたりでは、そのほかに企業の統合とか、あるいは政府の資本参加とか、その他の施策をとっている国がだんだん多いように見受けられますが、日本という産業、風土などの違いもあったかと思ひますけれども、これらについての評価でございしますね。日本ではたいへん多くの数の企業がむしろ競争的にやつてきた。ヨーロッパはそういうことでの発展を遂げた。先ほど申しましたヨーロッパ風のやり方についての評価を重工業局長から承りたいと思ひます。

○政府委員(赤澤璋一君) コンピューターの分野におきましては、御承知のようにIBMというたいへんなビッグビジネスが世界全体のコンピュータの七、八割を供給しているというやうな大勢でございします。各国からいたしまして、これに対してどういうふうな国内の自主的な技術を伸ばしていくか、国産技術を擁護していくかということは大問題であるわけにございします。特に七〇年代以降これからの社会の変動を考えますと、どうしてもやはり国内の技術というものを中心にしたコンピュータ産業というものが確立することが望ましいことは申すまでもないわけにございします。ヨーロッパと日本という違いはございしますが、特にヨーロッパの場合には、資本なりあるいは物なりの自由化が比較的早期に進んでおりました関係もありまして、いま先生も御指摘のやうに自主技術が育つ以前にアメリカの、特にIBMという非常に大きな企業の資本なり技術なりが流れ込んでまいりまして、こういつたものからや

はりそれに対応するために一つの国の資本参加であるとかいろいろの方策も講じられてきたやうであります。ただ結論的には、そういつたことにもかかわらず、まだヨーロッパでは日本に比べてどうかという評価はいろいろございまして、うけれども、自主技術の面では、やはり日本のはうが一段と、いまの段階で見ますとすぐれてきておるのではないかと、こう思つております。日本の場合には、現在国産の会社が六社ございしますが、私もこういつたものについて、まだコンピュータを生産をし始めてからわずか十二、三年しかたつておりませんし、またこの技術そのものが日進月歩の状態でございしますし、そういう事情を考へますと、まだこれらの会社が十分自分の持つておる技術力を出し切つていない、こういつた感じもするわけにございします。そういう意味合いから、やはりいつまでも永久にこれを自由化の波から防いでおくというわけにはまいりませんと思ひますが、ただ当面、こういつた資本なりあるいは物自体の自由化をおくられておると申しますか、してない段階に、できるだけ各社が自己の持つておる技術力をフルに活用するやうに、そういう意味から私どもとしては競争的に技術の進歩をはかつていきたい、こういうふうな考えでおるわけにございします。またそういう面でも、一方では競争をしながら、先生も御承知のやうに入出力関係の機器につきましては各社が共同して機種の整理をするということも進めているわけにございします。

○長田裕二君 輸出も相当あるやうですけれども、比較的狭い市場、マーケットの中に数の多いメーカーがひしめいておるといふことで、採算の点などもかなり問題があるのじやないかと思ひますが、ほとんど兼業でやつておるやうですが、このコンピュータ部門についての採算等については、通産省はどういうふうに見ておられますか。

○政府委員(赤澤璋一君) いまお話のやうに、兼業部門が相当多い企業がコンピュータをやつて

おりますので、その面だけの正確な営業上のバランスシートは私も存じておりません。ただ、会社の関係者に聞きますと、いづれにしてもJEC Cを通じてこれを売っておるわけでございまして、そういった面から、先ほど来ほかの委員の御質問にお答えいたしましたように、JEC C自身がまだ相当な未払いを持っておる状態。それからもう一つは、コンピュータは絶えず研究投資をしてまいらなければなりませんので、その研究投資をどういふふうに通定に入れていくか、こういった問題等もございまして、私も承知いたしております限りでは、何と申しますか、コンピュータ部門で非常な利益をあげている、利益がもう非常にたくさん出ているというふうな状態でないというだけでは確かだと思ひます。

○長田裕二君 あとでできるだけ重複を避けて簡単に済ませたいと思ひますが、いろいろやらなければならぬことがたくさんある中で、今回の法案の内容をどういふふうに限局をされました事情と申しますか、理由と申しますか、そういうものを一言お聞かせいただきたい。

○政府委員(赤澤璋一君) 先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、今後やはり情報化社会の進展に即応いたしまして、いわば情報化基本法と申しますか、そういったような基本的な法体系を整備されることが望ましいと私も考えております。ただ、何ぶんにも御存じのようにソフトウェアの面におきましては非常なギャップが日米間にもございまして、今後このギャップを早急に埋めていかなければハードウェアの面のはり今後問題が起きるといったような一種の危機感と申しますか、私もとしましてはできるだけ早くそれを処理をしていかなければならぬ、こういった観点から、そういった全体の基本的な法制がまとまるまでは待つておれない、一日も早く当面必要な施策を展開する必要があるということから、こういった法案を提出するに至った次第でございます。

○長田裕二君 法案の内容になります、第五条

でプログラムの調査簿のことが規定してあります。先ほど大臣もちょっとお答えがありましたのですが、なるべくプログラムを広く周知して多く利用されるようにするという必要と、さきにもお話にもありました三十社前後のプログラム専門業者、こういったものがだんだん育っていくという必要と、両方の調和というもののいろいろな考えなければならぬと思ひますが、第五条は、これはすなわちおのづから読みますと、高度化計画の内容に対する資金の助成、あるいはまた協会のほうのいろいろな委託研究なり、あるいはまた委託して開発する、あるいは対価を払って権利を取得するとか、普及するとかいうものと裏表のような感じもいたしますけれども、また第五条は独立して規定されておりますので、そういうのはかの措置との関連なしにも既存のもの、ユーザーなりメーカーなりが開発したもののその他について円滑な流通をはかる必要があると認められるプログラムについては、調査簿を作成して閲覧に供しなければならぬというふうな規定のしかたでございまして、こちらが相手の、先ほど協力の有無というふうなことが非常に深いかわりがあるようにお答えがありましたけれども、条文そのものでそこまで規定してないという感じがいたしますが、あるいはこれの読み方によってそうできるのかもしれない。いまもう少し明確にそこらの点をお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(赤澤璋一君) 第五条の規定は、従来のこのプログラムというものが、いわばそれだけで独立して流通過程にないわけでございます。いわばプログラムの中でも汎用的なもの、あるいは基礎的なものといったようなものにつきましては、ある程度多数のものが一つのプログラムを使い得る可能性のあるものもかわらず、一体どのよういふ企業が、あるいはどういふ人がそのプログラムを持っておるかというところは、世間一般に知られておりません。そういったようなプログラムの中でも、やはり一般に使われるもので、かつ当該プログラムを持っておる企業あるいは人が、これを

を流通の段階に出してもいいと思われるものが相当あるのではないかと、こういったことをまず考えたわけでございます。そういったことから、まずプログラム自身が独立して流通の段階に入ってくるということになってまいりますことが、やはり一面にはプログラム自体の今後の進展をはかる上でも効果があると思ひますし、また他面プログラム開発については相当な経費も必要といたしますし、企業によつては自己単独ではなかなか開発できないという企業者、特に中小企業者等もあるわけでございますから、そういった既存のものがある程度の価格で使い得るとすれば、非常にその人たちの利便にもなり、いわゆる情報化の促進にも役立つのではないかと、こういった考えから第五条の規定を起したわけでございまして、ただ何ぶんにも、先ほどの委員の御質問にもございまして、強制的に調査簿に記載しろというわけにはまいりませんので、私もそういった面につきましては、関係者に十分了解も求め、また、できるだけ行政指導、というところと語弊がございしますが、できるだけの行政面からの配慮もいたしまして、今後このプログラム調査簿が有効に活用されるようにつとめてまいりたいと思ひます。

○長田裕二君 人の問題ですが、先ほど文部省の関係官の方から、一般の学校あるいは各種学校等におきまして技術者の、あるいは技能者の養成というふうなお話がありました。一般的に技術者の処遇とか、社会的地位などについてあまり問題がないかどうかをお聞きしたいわけですが、というのは、非常に急に発展しており、あるいは企業などでもこの問題に大至急取り組むというふうなことから、労働条件なども、いろいろな事柄が起つていっているのではないかと、あること、あるいはまた、やはりコンピュータに飛びついたけれども、どうも十分活用できないというふうなこと、関係者もろとも見捨てられるような問題もあるのではないかと。しかも技術者の流通性の問題は、標準化なども関連して十分じゃないとい

うようなこともあるのではないかと思われますが、そういう問題についての状況、あるいは問題があるとするれば、これについての対策、これは必ずしも通産関係だけではないのかもしれないと思ひますが、既要をつかんでお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(赤澤璋一君) 情報処理関係の技術者につきましては、いわば需給がきわめて不均衡と申しますか、非常に需要が多いにかかわらず技術者の数はまだ少ない。こういったことで、私も承知いたしておりますところでは、一面におきましてはこういった技術者がいけば時間外労働を非常に多くやっておる。こういったような技術者自身は単なる頭脳労働者でございますから、ほんとうの意味での頭脳労働者でございますから、そういった意味から、そういった頭脳労働者に特有の神経衰弱的な病氣と申しますか、そういったようなものもあちらこちらに出ておるといふようなうにも聞いております。ただ、そういったような実態も半面ございまして、同時に、全体のこういった情報処理技術に関する関心も非常に高まっておりますので、昨年実施をいたしました技術者の試験でも、全国で四万二千人という非常にたくさんの方々がおります。こういった試験が法律で法定されますと、本年はおそらく五万人、あるいはそれをこすような応募者が出るのではないかと、こういったようなこともいわれております。私もそういったしましては、一面におきまして、そういった技術者の社内における地位の確立といったような面も、今回の法律で規定されるに至りました技術者試験等の結果、その合格証と申しますか、認定証というものを通産大臣名で交付いたしますので、そういったこともある程度そういった技術者の地位の確立の一助にもなるかと、こういったふうにも考えております。また、現在企業内におきまして専門家たちの再研修機関、再教育機関といたしまして、今年の三月に財団法人情報処理研修センターが設立されておまして、これも本年の秋以降活動することになると思ひます。

で、所要の技術者の増加、あるいは企業内技術者の再教育といった面にも十分配慮をまいりたいと考えております。

○長田裕二君 ただいまの情報関係の技術者の研修センターは、これは主としてシステムエンジニアに関する問題ですか、それともプログラマーを含めた問題ですか。

○政府委員(赤澤璋一君) この情報処理研修センターは、主としてシステムエンジニア、それからシニアプログラマー、それから情報処理関係の管理者と申しますか、企業内でいえば重役クラスのそういったことを専門に管理する方々、こういった方々を中心にして研修をしたい、こう考えております。一応いまのところ、半年コースあるいは三ヵ月コース、こういったものを念頭に置きまして、ことしの秋以降実際の活動に入る予定でございます。

○長田裕二君 数多くのメーカーがシェアを競い合っている日本では、特に標準化——ハード、ソフト両部門にわたる標準化が必要だと思いますが、私よく事情を知らないままに感じますのは、あまり進んでいないのではないかと感じます。今のわけですけれども、これらの進捗状況あるいは今後の見通し等についてお答え願いたい。

○説明員(久良知章君) お答え申し上げます。電子計算機並びに情報処理関係の標準化につきましては、非常にむずかしい問題がございます。と申しますのは、御承知のように電子計算機それから情報処理という関係は非常に勢いで内容が進歩いたしております。変化いたしました内容は標準化と申しますのは、場合によつては内容の固定になる面がありますので、やり方によりましてその進歩を阻害するという一面があるわけでございます。それから他の面では、現在のように非常にスケールが大きくなつてまいりますのを考えますと、あまりおくれなすといふ事実がでさう上つてしまひ、その後の標準化を非常にやりがたくするというふうなうらみが出てくるわけでございます。それからもう一つは、将来の形を考えます

と、やはり国際的に通用する標準化と申しますか、国際標準化というものを常ににらみながら国内の標準化をきめていかなければいけない、そういう事情にあるわけでございまして、したがって、現在の方針といたしましては、わが国独自できめ得る標準化、たとえば国際標準化でA、B、Cというふうなアルファベットの字型その他はきまつておるわけでございまして、かな文字の字型というふうなものは、これはわが国独自できめ得るものでございまして、そういうものはなるべく早くきめていく。それから国際的な統一、たとえばソフトウェア、ハードウェアその他につきまして将来の広範囲なネットを組むのに必要な標準化というものは、やはり国際標準の取りきめと申しますか、それが固定した時期におくれないように標準化をする。この二つが現在の基本的な方針でございます。したがって、国際的な問題につきましましては、日本も国際標準の機構の有力なメンバーでございまして、その機構を通じておこなうべく早くきめ得るよう努力をいたしております。特に日本といたしましては、この電子計算機の系統を組み込みますに必要の機器と機器との間の、インターフェイスというふうにお呼びしておりますが、この標準化がでさう上つておるのが一番大事なことであるというふうにお考へておるわけで、この現実の案を出しまして、ISOの中で早急にきまるように努力をいたしておるわけでございます。

○長田裕二君 オンラインのシステムの場合は、特に電電公社との関係で標準化というふうなものは非常にやりやすいような感じがいたしますけれども、そこらについては何か特別の措置がとられて、特別の進捗を見ておりますかどうか、お尋ねしたいと思います。

○説明員(久良知章君) 御承知のようにこの標準化と申しますのは、通産省だけではございまして、メーカーそれから使用者、それから中立の立場にある学識経験者という三者構成で常にきめていくわけでございまして、その重要な構成員として電電公社の専門家にも入っていただいで、相談をしながら進めておるわけでございます。

○長田裕二君 通信回線の関係のことですが、これについては先ほどから主として二つの立場の関係というところが中心になって、たいへん広範な問題が論ぜられたと思ひますけれども、通信回線をもっと広く情報処理関係に使えるようにという声があつたへん強い。それに関連して法制上の問題、技術上の問題あるいは料金の問題、いろいろ取りざたされているようですが、これらにつきまして断片的にはいろいろ聞いておりますが、現在の問題点、それに対する郵政省、あるいは電電の人は来られておりますか——関係方面の考え方を聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(牧野康夫君) お答え申し上げます。通信回線を電子計算機と結んでやるいわゆるオンライン情報処理の利用というものは、年を追うてだんだん盛んになってきております。これに對しまして郵政省といたしましては、その需要にこたへるべく現在の法制上の制限事項を少し緩和しなればならない、そういうふうにお考へまして、そして専用で提供する、いわゆる共同専用の範囲を拡大する措置と、それからデータ通信の一部ではございまして、いわゆる情報検索とか、あるいは計算業務といったようなものに、二者間の通信、三者間の通信にならないような、いわゆる通信の構成にはどう遠いものについては、これは他人の用に供してもいいような状態にしよう、前者のことをわれわれはデータ通信網サービス、あるいは後者をデータ通信回線サービス、こう呼んで、その法制化に着手したのでありますけれども、これを實際にやります場合において、現在のその共同範囲をどのようにきめたいのかという問題とか、あるいは実際の回線網検索業務をやつても、それでも計算業務だけに終始しないのではないかというふうな問題をどういうふうなチェックするの、あるいは内外の技術格差に伴つてくる問題をどういうふうな処理するのか、いろいろの御意見がございまして、法制化に着手したのであ

ります。その結果を見るに至りませんので、今国会に提出することができなかった次第でございます。今後はこれらの問題をもう一度よくレビューし直しまして問題点を明らかにし、その解決方法も明らかにいたしまして、次期国会までには通信回線を使用するオンライン情報処理が段階的、現実的に進歩していくように措置をまいりたいと、かよう考へておる次第でございます。

○長田裕二君 技術上の問題と申しますか、あるいは設備上の問題と申しますか、そういう需要に對処し得るかどうか、量的にあるいは技術的に、現在ある程度、公社の手によってございますか、専用回線等によつて、ある程度やられてはいるわけですが、現在の一般需要に對して、たとえばもっと高性能の回線を提供しなければならぬかどうかとか、そういうふうな問題についてさらにお答えを願いたいと思ひます。

○政府委員(牧野康夫君) ただ、先ほど鈴木先生の御質問に對してお答え申し上げたのでございしますが、現在の通信回線網というのは、電報ないし電話を疎通させるためにできていたわけで、性能もそれに合つてこしらえていたわけでございします。データ通信というのは、必ずしも電話とか電報とかと一致はしてないと思ひますので、そのまま提供することは困難である。技術的にこれを申し上げるならば、現在の回線をそのままであらゆる種類のデータ通信にこれが利用できるかどうかという点については疑問がございします。そこで、このデータ通信に利用できるように、この仕組みをいろいろ変えてまいらなければならぬ。変えてまいりますと、かなり膨大な資金をこれに投下しなすといふことでは、かなり高価な設備になるわけでございしますが、その点はよく現実等を勘案いたしまして、どの程度のデータ通信に用いる回線のネットワークをこしらえてやるといふか、それを電話と別にしたらいいか、電話と同一に考へていいか、将来さらに現在のデータ通信が発達しまして、いわゆるディスプレ

イということが多く使われるようになる、その中に画像通信もあつてテレビ電話になり、あるいはフックスミリデータになる。それらのことを展望いたしまして、これらのネットワークをつくつてまいらなければならない、さう考へておる次第でございます。

○長田裕二君 料金については、たとえば電報料金のうちに、長い間懸案になつてゐる問題等もあるようです、専用線の料金等についても、以前からいろいろ論議が出ていたところですから、これについては、これからどういふふうに取り組んでいく方針ですか。

○政府委員(牧野康夫君) お答え申し上げます。

料金の問題については、現在の電信電話料金についてもかなり合理化をしていかなければならない。利用の実態というものが市内電話の範囲内から市外電話と、みなダイヤルでつながつていくといふことも考慮しまして、その態様を考へていかなければならない。それから實際問題といたしまして、設備の原価から考へるならば、一体どうであらうかといふことも再考してみなければならぬ。さういふものも利用実態、あるいは設備の技術的なあり方といふものを勘案して、今後合理的な方向に料金体系を変えていかなければならない。しかしながら、實際問題といたしましては、そのほかの要素もあるわけなので、慎重に考慮してこれに対処いたしてまいりたいと存する次第でございます。

○長田裕二君 国自身、あるいは国の関係機関のコンピュータ利用の状況につきましては、先ほど行政管理局のほうから——おられますか——方針の取り組み方というか、観点からのお答えがあつたように記憶しておりますけれども、利用状況、たとえばどの程度台数が使われているかとかあるいはその現在の問題点、さらにたとえば会計法規、租税法規等、民間での今後の情報処理システムを取り入れていくについて非常に関係の深いような問題、かわりの多い問題が国の関係であるように思ふけれども、これらにつきまして行政

管理局からお答えを願ひたい。

○説明員(清正清君) お答えします。

まず現状というものがつきまして御説明いたします。私たちが現在まで行政の実態を、コンピュータの実態をつかまえた面と、それと、それぞれの団体から提言された問題には四つの共通点があるわけがございます。一つは要員の養成という問題がございまして、これは政府においては導入準備というものの不足という問題からきておりまして、メーカーに依存度が高いという問題もありまして、また、二年かたないのうちにモデルチェンジをやるといふことで、長期の見通しという問題で計画にずさんな面がないとは言えないわけですから、そこで、その面をカバーするためにどうしても政府内部の要員を養成しなければならぬといふことで、先ほど申しました方針の問題とつながりまして、要員の養成というものを四十四年度から統一養成に入つております。これはプログラマーの養成は各省庁自体がやり、システム開発の面におけるSEコースを重点に指向するといふことで、四十四年度から行政管理局で各省庁統一に行なつております。

次は標準化の問題でございますが、これはハードあるいはソフトの問題以外に、実は国の機関においては機種がばらばらでございまして、省庁内における機種もばらばらでございまして、そこに互換性という点で将来起るであろうような問題がなかなかむずかしい問題でございます。そこで、でき得ればこれに対処するために各省庁内の機種というものは統一して、省内における互換性を持たすといふ考え方を今後考へなければならぬといふ立場をとつております。さらに行政に使われているコンピュータの高度利用の問題でございますが、これは先ほどもお答えしましたように、政府内部のまず道路をつくるのが先だといふことで、システム開発という問題でこれは一括計上されておりますので、その調整を行政管理局で行なつて、できるだけこのシステム開発に重点を指向する、それは先ほど先生がおっしゃいました民間と

の関係もございまして、共通事務あるいは共同利用という問題につきまして、できるだけこのシステム開発に重点を指向したいといふ考え方を持っております。

次は通信回線の問題でございます。各省庁それぞれの立場においてオンラインといふ立場を、今後将来計画として五年前にわれわれが調べたときに、各省庁が将来省庁の考え方におけるネットワーク構想を持っておりますが、資金の問題あるいは今後の将来の展望という問題から、これをでき得れば青写真をつくるというところで、ネットワークの問題が実は四十五年度の大きな私たちの仕事になつていくわけでございます。そしてできるだけの長期構想という問題にのっとりまして青写真をつくる。そこで考えられますことは、実はやはり各省庁の基本方針あるいは長期計画という問題をまず立てて、そうして各省庁各局ごとについているコンピュータを場所的に集中することにおいて、できるだけ要員あるいは各省庁内における一つの調整の問題に重点を指向する。現在通産、来年度になりまして大蔵省に防衛庁をい

ま考へておりますが、さういふようなネットワークを結ぶにつぎまして、各省庁各局にばらばらの体制ではどうもネットワークの問題うまくいきません。したがつて場所的な集中管理という考え方をまず省庁内にとる。そのためにはやはり各省庁の機能別のモデルといふものを、データバンク的なものを機能別にすることにございまして、さうしてやはりこれはモデル省庁としての育成といふことの考え方をとる必要があるのではないかと。たとえば統計なら統計、経済なら経済というふうな、さういふ立場をとつていく必要があるのではなからうか、こういうふうな観点に立ちまして現在百五十四の台数のうち、大体先ほど三つのパターンに分けた問題につきまして現在動いておりますが、要するに昭和四十二年がピークでありまして、導入の一番最高でございまして、まだ試行錯誤している面もないとは言えませんが、現状はさういふぐあいになつておりますので、方策とさら

に問題点をあわせて回答にかへたいと思ひます。

○長田裕二君 いま百五十四台といふお答えがありました、これは何か国鉄でキップの発売に使つてゐる、ああいう政府関係機関も含めた数ですか。

○説明員(清正清君) これは国だけでありまして、政府関係機関は含んでおりません。

○長田裕二君 政府関係機関を含んだ数は出ませんか。

○説明員(清正清君) 政府関係機関も含めまして、それに国立大学も加へまして、地方公共団体も加へますと、約五百五十セットになつております。

○長田裕二君 時間もたちましたし、朝からの質問で相当問題も出ておりますので、私はこれで終わります。

最後に、先ほど冒頭通産大臣にもお願いしたわけですが、非常に広範になつて、広い場所にわたつて重要な問題がたくさんありますし、それらがあまりちぐはぐであります、非常にすなおな発展ということが期待できないような感じもいたしますし、無用のまた摩擦が起こり得ると思ひますので、政府内部におかれまして緊密な連絡をとられ、流動性のある問題は問題として、それなりにそれぞれの時点で総合的によく問題点をまとめ、方向もその時点で可能な限り方向づけもされて、たとえば基本法という形でやるとか、行政部門その他広く施策を展開されることを希望いたしますして私の質問を終わります。

○理事(近藤英一郎君) 本法案についての質疑は、本日はこの程度にとどめます。

速記をとめて。

(速記中止)

○理事(近藤英一郎君) 速記を起こして。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十七分散会

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月十六日)

一、特許法等の一部を改正する法律案
特許法等の一部を改正する法律案
(小字及び一は衆議院修正の部分)

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

(改正後の特許法の適用)

第二条 この法律の施行の際に特許庁に係属している特許出願については、別段の定めがある場合を除き、その特許出願に適用する法律は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。
ただし、改正前の特許法(以下「旧特許法」という。)の規定によつて生じた効力を妨げない。

(特許に関する手続の中断)

第三条 この法律の施行の際に旧特許法第二十四条において準用する民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第二百十條の規定により中断している手続の受継については、なお従前の例による。

(特許出願の拒絶の理由)

第四条 この法律の施行前にした特許出願に係る拒絶の理由については、新特許法第二十九條の二及び第四十九條第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許出願についての先願)

第五条 この法律の施行前にした特許出願又は実用新案登録出願であつて新特許法第四十八條の三第四項(改正後の実用新案法(以下「新実用新案法」という。))第十條の三第二項において準用する場合を含む。又は附則第十條第五項(附則第十九條において準用する場合を含む。)の規定により取り下げたものとみなされたものについての新特許法第三十九條第五項の規定の適用については、同項中「取り下げられ」とあるのは、「出願公開前に取り下げられ」とする。

第六条 この法律の施行前にした特許出願の願書に添附した明細書又は図面についての補正については、新特許法第十七條第一項及び第十七條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この法律の施行後にする補正であつてその特許出願について拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達があつた後にするものについては、新特許法第十七條第一項及び第十七條の二の規定を適用する。

(特許出願の分割)

第七条 この法律の施行前にした特許出願についての分割については、新たな特許出願が新特許法第二十九條の二に規定する他の特許出願又は新実用新案法第三條の二に規定する特許出願に該当する場合においてこれらの規定を適用するときは、新特許法第四十四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許出願の変更等)

第八条 この法律の施行前にした特許出願の変更については、出願の変更に係る特許出願が新特許法第二十九條の二に規定する他の特許出願又は新実用新案法第三條の二に規定する特許出願に該当する場合においてこれらの規定を適用するときは、新特許法第四十五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許出願の変更等)

12 この法律の施行前にした実用新案登録出願又は意匠登録出願についての特許出願への変更については、出願の変更に係る特許出願が新特許法第二十九條の二に規定する他の特許出願又は新実用新案法第三條の二に規定する特許出願に該当する場合においてこれらの規定を適用するときは、新特許法第四十六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許出願についての出願審査の請求)

第九条 この法律の施行前に旧特許法第五十條の規定による通知又は出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた特許出願については、この法律の施行の日、その特許出願人が出願審査の請求をしたものとみなす。

(特許出願の期限)

12 この法律の施行の時に特許出願の日から五年以上を経過している特許出願(前項に規定するものを除く。)については、新特許法第四十八條の三第一項の規定の適用については、同項中「その日から七年以内」とあるのは、「特許法(以下「旧特許法」という。)の施行の日から二年以内」とする。

(特許出願の請求)

13 この法律の施行前にした特許出願についての特許出願人が出願審査の請求をする場合には、新特許法第九十五條第一項の規定にかかわらず、出願審査の請求の手数料を納付することとを要しない。

(特許出願の請求)

14 この法律の施行前にした特許出願に係る出願審査の請求に關し新特許法第九十五條第二項の規定により特許出願人が納付すべき手数料は、同項の規定にかかわらず、納付することを要しない。

(特許出願の請求)

第十條 特許出願人は、この法律の施行前にした特許出願(出願審査の請求があつたものを除く。)について出願審査の請求をしない旨を特許庁長官に申し出ることができる。

(特許出願の請求)

12 前項の規定による申出をする者は、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。

(特許出願の請求)

一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
二 特許出願の番号及び年月日
三 発明の名称
特許庁長官は、第一項の規定による申出があつたときは、その申出があつたことを証明する

書面をその特許出願人に交付するものとする。

14 特許庁長官は、前項の規定により書面の交付を受けた者であつて、新特許法第九十五條第一項若しくは第二項の規定により手数料を納付すべきもの又は附則第十八條の規定により従前の例により手数料を納付すべきものから請求があつたときは、その納付すべき手数料について、その交付を受けた書面一通につき千円を軽減するものとする。

(特許出願の請求)

15 第一項の規定による申出があつたときは、その申出に係る特許出願は、取り下げたものとみなす。

(特許出願の請求)

16 第一項の申出についての新特許法第九條及び第十四條の規定の適用については、これらの規定中「特許出願の変更」とあるのは、「特許法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第号)附則第十條第一項の規定による申出、特許出願の変更」とする。

(特許出願の請求)

第十一條 旧特許法第五十二條第一項(同法第五十九條第三項(同法第七十四條第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の権利であつて、この法律の施行の際に存するものについては、新特許法第五十二條及び第五十二條の二(同法第五十九條第三項(同法第七十四條第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許出願の請求)

第十二條 この法律の施行前にした特許出願についての新特許法第六十五條の二第一項の規定の適用については、同項中「特許出願の日から一年六月を経過したときは」とあるのは、「特許出願の日から一年六月を経過した後相当の期間内に」とする。

(特許出願の請求)

第十三條 この法律の施行前にした特許出願に係る特許出願人が出願審査の請求をする場合には、新特許法第九十五條第一項の規定にかかわらず、納付することを要しない。

(特許出願の請求)

第十四條 この法律の施行前にした特許出願に係る出願審査の請求に關し新特許法第九十五條第二項の規定により特許出願人が納付すべき手数料は、同項の規定にかかわらず、納付することを要しない。

(特許料)

第十三条 この法律の施行前にすでに納付し、又は納付すべきであつた特許料については、^{改正後}新特許法(以下「新特許法」という)の特許法第七十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許の無効の理由)

第十四条 この法律の施行前にした特許出願に係る特許の無効の理由については、新特許法第二十九条の二及び第二百三十三条第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許出願の拒絶査定に対する審判の特則)

第十五条 この法律の施行前に旧特許法第三百三十四条第三項の規定による尋問、同法第五百六十六条第一項の規定による通知又は同法第五百九十九条第二項若しくは第三項において準用する同法第五十条若しくは第五十一条第一項の規定による通知若しくは決定があつた同法第二百一十一条第一項の審判事件については、新特許法第六百六十一条の二の規定は、適用しない。

第十六条 この法律の施行の際現に係属している旧特許法第二百一十一条第一項の審判事件(前条に規定するものを除く)に係る特許出願の願書に添附した明細書又は図面についてその審判の請求の日からこの法律の施行の日の前日まで期間に満した補正(その審判の請求の日から三十日以内にしたものを除く)は、新特許法第六百六十一条の二の規定の適用については、その審判の請求の日から三十日以内にしたものとみなす。

第十七条 この法律の施行の際現に係属している旧特許法第二百一十一条第一項の審判事件(附則第十五条に規定するものを除く)であつて、その審判の請求の日から三十日以内に願書に添附した明細書又は図面の補正がされたもの(前条の規定により審判の請求の日から三十日以内

にしたものとみなされた補正に係る審判事件を含む)について旧特許法第三百三十七条第一項の規定によつてした審判官の指定は、この法律の施行の日(当該補正がこの法律の施行後にされたときは、その補正があつた時)にその効力を失う。

(特許出願の手数料)

第十八条 新特許法第五十五条第一項の規定は、この法律の施行前にした特許出願についての特許出願をする者が納付しなければならぬ法律の施行前にした特許出願についての同法別表第四号の手数料の額は、新特許法別表第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(実用新案法の改正に伴う経過措置)

第十九条 附則第二条から第七条まで、第八条第二項、第九条第一項から第三項まで及び第十條から第十七条までの規定は、第二条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置に關して準用する。この場合において、附則第九條第二項中「五年」とあるのは、「二年」と読み替へるものとする。

(意匠法の改正に伴う経過措置)

第二十條 附則第二条、第三條^{及び第五條}、第三條の規定は、第三條の規定による意匠法の改正に伴う経過措置に關して準用する。

(商標法の改正に伴う経過措置)

第二十一條 附則第二条、第三條^{及び第五條}及び第八條第一項の規定は、第四條の規定による商標法の改正に伴う経過措置に關して準用する。

(政令への委任)

第二十二條 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は政令で定める。

第六号中正誤

ベシ 段行 誤 正
九一 四 今日 今日に

第七号中正誤

ベシ 段行 誤 正	三 終わり 在人 外人
二 終わり 統ブランド 統一ブランド	五 一 三 規定 規程
六 終わり 標 商標	二 終わり 標 商標
七 終わり 上 上げる	三 一 三 庄迫 庄迫
八 終わり 庄迫 庄迫	三 一 三 庄迫 庄迫
九 終わり 庄迫 庄迫	三 一 三 庄迫 庄迫
十 終わり 庄迫 庄迫	三 一 三 庄迫 庄迫
十一 終わり 庄迫 庄迫	三 一 三 庄迫 庄迫
十二 終わり 庄迫 庄迫	三 一 三 庄迫 庄迫
十三 終わり 庄迫 庄迫	三 一 三 庄迫 庄迫
十四 終わり 庄迫 庄迫	三 一 三 庄迫 庄迫
十五 終わり 庄迫 庄迫	三 一 三 庄迫 庄迫
十六 終わり 庄迫 庄迫	三 一 三 庄迫 庄迫
十七 終わり 庄迫 庄迫	三 一 三 庄迫 庄迫
十八 終わり 庄迫 庄迫	三 一 三 庄迫 庄迫
十九 終わり 庄迫 庄迫	三 一 三 庄迫 庄迫
二十 終わり 庄迫 庄迫	三 一 三 庄迫 庄迫